

Ⅲ 「農場用 管理点と適合基準」の解説、農場のルール例

<「農場用 管理点と適合基準」解説、農場のルール例の見方>

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
A. 経営の基本						
1. 農場管理の見える化						
1.1	必須	適用範囲	下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。 ① 農場(農場名、所在地、連絡先) ② 項目(農産物、畜目(栽培中または栽培予定)) ③ 生産工程カテゴリ ④ 圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培項目) ⑤ 畜舎(畜舎名等、所在地、保管物(糞尿・肥料等の腐敗、燃料、機械等)) ⑥ 農産物取扱い施設(施設名等の識別、所在地、取扱い項目) ⑦ 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)	・①②③④⑤は認証機関の審査申込書により管理すると効率的である。 ・⑥の「生産工程カテゴリ」の区分(栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程)は、「適合規則」に内容が記載されている。 ・⑦は「1.1-1台帳 圃場一覧」により作成する。なお、「圃場」にはハウスも含まれる。 ・⑧は「1.1-2台帳 畜舎一覧」により作成する。 ・⑨は外部委託がある場合のみ、なお、JGAPでいう「外部委託」とは、農産物の生産工程に直接関わる作業を外部の事業者へ委託することである。例えば、播種、防除、施肥、収穫、運送等がある(「適合規則」参照)。 ■ JGAPの審査会社(4社) ・株式会社北海道有機認証センター ・インテグリティ・サービス・ソリューション株式会社 ・ビューロー・ベリタス・ジャパン株式会社 ・一統社団法人日本能率協会	・圃場の基本情報を「1.1-1台帳 圃場一覧」、「1.1-2台帳 畜舎一覧」により作成する。	審査申込書 1.1-1台帳 1.1-2台帳
1.2	必須	圃場と施設の地図	圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。	・1.1⑧⑨と地図「1.2-1台帳 圃場と施設の地図」、「1.2-2台帳 圃場の地図」で適合できるように作成する。 ・「トイレ」、「手洗い場」、「燃料タンク」、「電気」、「井戸ポンプ」等の関連施設等が記載されているとリスク評価の参考となる。 ・「危険な場所」、「近隣からのドリフトの可能性」など、考えられるリスクを記入しておくとい良い。	・圃場、施設の地図を「1.2-1台帳 圃場と施設の地図」、「1.2-2台帳 圃場の地図」に記載する。	1.2-1台帳 1.2-2台帳

前段にJGAP、AS I AGAP「管理点と適合基準」の共通項目とJGAP専用項目が記載されており、その後ろにAS I AGAP「管理点と適合基準」の専用項目が記載されている。

①番号

- ・「管理点と適合基準」の番号
- ・下に__ が記載されている番号はJGAPの専用項目(AS I AGAPと内容がことなる項目)
- ・下に__ が記載されている番号はJGAPとAS I AGAPで番号が異なる項目(下にAS I AGAPの番号を記載)

②適合基準

- ・JGAP、AS I AGAPの適合基準

③解説

- ・「管理点と適合基準」が求める農場管理の解説

④ルール例

- ・適合基準を実行するための農場のルール例
- ・AS I AGAP個別認証では、管理点 1.3 の「農場管理マニュアルの文書化」の例として活用できる

⑤台帳等

- ・台帳、手順、ルール例 NO. は「V 帳票類の作成例」の NO.
- ・写真 NO. は「VI写真 GAP実践農場の状況」の NO.

Ⅲ－１ ＡＳＩＡＧＡＰ、ＪＧＡＰ共通項目

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
A. 経営の基本						
1.農場管理の見える化						
1.1	必須	適用範囲	下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。 ① 農場（農場名、所在地、連絡先） ② 商品（農産物、品目（栽培中または栽培予定）） ③ 生産工程カテゴリ ④ 圃場（圃場名等、所在地、面積、栽培品目） ⑤ 倉庫（倉庫名等、所在地、保管物（農薬・肥料等の資材、燃料、機械等）） ⑥ 農産物取扱い施設（施設名等の識別、所在地、取扱い品目） ⑦ 外部委託先（名称、委託工程、所在地、連絡先）	・①②③⑥⑦は認証機関の審査申込書により管理すると効率的である。 ・③の「生産工程カテゴリ」の区分（栽培工程・収穫工程・農産物取扱い工程）を記載する。区分の内容は、「総合規則」に記載されている。 ・④は【1.1-1台帳 圃場一覧】により作成する。なお、「圃場」にはハウスも含まれる。 ・⑤⑥は【1.1-2台帳 施設一覧】により作成する。 ・⑦は外部委託がある場合のみ。なお、JGAPでいう「外部委託」とは、農産物の生産工程に直接係わる作業を外部の事業者へ委託することである。例えば、播種、防除、施肥、収穫、運送等がある（「総合規則」参照）。 ■JGAPの審査会社（4社）（H30.1現在） ・株式会社北海道有機認証センター ・インターテック・サーティフィケーション株式会社 ・ビューローベリタスジャパン株式会社 ・一般社団法人日本能率協会	・圃場の基本情報を【1.1-1台帳 圃場一覧】、【1.1-2台帳 施設一覧】により作成する。	審査申込書 1.1-1台帳 1.1-2台帳
1.2	必須	圃場と施設の地図	圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。	・1.1④⑤⑥と地図【1.2-1台帳 圃場と施設の地図】で照合できるように作成する。 ・「トイレ」、「手洗い場」、「燃料タンク」、「電気」、「井戸ポンプ」等の関連施設等が記載されているとリスク評価の参考となる。 ・「危険な場所」、「近隣からのドリフトの可能性」など、考えられるリスクを記入しておくとうい。	・圃場、施設の地図を【1.2台帳 圃場と施設の地図】に記載する。	1.2台帳
2.経営者の責任						
2.1	必須	責任及び権限	① 下記の責任者を確認できる組織図がある。 1) 経営者 2) 農場の責任者（経営者または経営者から農場管理を委任された者） 3) 商品管理の責任者（食品安全及び商品の異常・苦情対応に責任を有する者） 4) 農産物取扱い施設の管理責任者（農産物取扱い施設の運営に責任を有する者） 5) 肥料管理の責任者（肥料等の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者） 6) 農薬管理の責任者（農薬の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者） 7) 労働安全の責任者（作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者） 8) 労務管理の責任者（農場内部の職場環境、福祉及び労働条件（労働時間、休憩、休日、賃金等）に責任を有する者） ② 経営者は、上記の責任者に必要な権限を付与し、この基準書のどの管理点を担当させるか明確にしている。 ③ 経営者は、農場内に上記の責任者を周知している。	・農場の組織表【2.1-1台帳 農場の組織表】を作成する。 ・各責任者は兼任でも良い。 ・法人では作物ごとに責任者を決めている場合もある。 ・経営者と責任者が異なる場合は、責任者ごとに担当する管理点を【2.1-2台帳 責任者の担当する管理点】により明確にする。 ・農場内に責任者を周知する方法として、組織表を作業場に掲示し従業員に説明する等がある。	・農場の各担当の責任者を決定し、農場の組織表【2.1-1台帳 農場の組織表】を作成する。	2.1-1台帳 2.1-2台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
2.2	重要	方針・目的	① 経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している。方針・目的には、食品安全の確保と法令遵守（輸出する場合には輸出国の食品安全法規）及び農場管理の継続的改善を含む。 ② 経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している。	・農場の方針・目的を【2.2方針・目的】により文書化する。 ・目的には、「食品安全の確保」、「法令遵守」及び「農場管理の継続的改善」の3点を必ず含める。 ・方針・目的には農場名・日付を入れる。 ・方針・目的は掲示して農場内に周知する。	・農場の方針【2.2方針・目的】を、掲示し農場内に周知する。	2.2方針・目的
2.3	必須	自己点検の実施	① JGAPを十分に理解した者によるJGAPの自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。 ② 自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。 ＊原則として団体の場合には該当外可能	・自己点検は、JGAPを十分に理解している者が行う。 ・点検結果は、基準書の適合性に○×を付けて、改善点のコメントを記すことで記録となる（表紙に点検日と指導者名、経営主のサインを記しておく）。 ・①②は【2.3台帳 自己点検報告書】を使用する。	・年1回以上○○（GAP理解者）による自己点検を実施し、点検結果を「管理点と適合基準」の「適合性」、「コメント」欄に記載する。 ・不適合項目と是正内容を【2.3台帳 自己点検報告書】に記載する。	2.3台帳
2.4	重要	経営者による見直し	① 経営者は、年1回以上、自己点検（団体の場合には内部監査）の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。 ② 上記の見直しの結果及び該当する責任者への改善指示を記録している。	・自己点検の際に、不適合があった場合、根本的な問題をなくすための取組みを【2.4台帳 経営者による見直し】に記載する。 ・仕組みの見直しの例 自己点検により、管理点2.2の方針・目的が「農場に周知されていない」という不適合があった場合、仕組みの見直しとして、「方針・目的を作業場に掲示するとともに、作業者に説明する」。	・農場主は、自己点検の結果から、農場の仕組みを変更する必要がある部分を抽出、仕組みを変える。 ・農場主は仕組みを変えた内容を担当者に指示し、その内容を【2.4台帳 経営者による見直し】に記載する。	2.4台帳
2.5	重要	知的財産の保護	① 自分の知的財産である新たに開発した技術、新たに育成した品種、新たにブランド化した商品等がある場合、それらを保護し活用している。 ② 登録品種などの他人の知的財産を侵害しないようにしている。	・種子は販売店から購入したものを使用する。 ・登録品種は自家採種して販売できない（種苗法）。 ・知的財産の保護に関する下記の資料を確認する。 ■農水省「戦略的知的財産活用マニュアル」 http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html ■農水省「地理的表示保護制度」 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/ ■農水省「品種登録制度と育成者権」 http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html	・○○農場が新たに開発した技術、育成した品種、ブランド化した商品があれば、知的財産（特許権、実用新案権、商標権、品種登録）として登録し保護する。 ・種苗が育成者権を侵害していない、正規のルートで流通したものであることを確認する。	-
3.計画及び実績評価						
3.1	必須	生産計画	農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立て文書化している。 ① 作業内容及び実施時期 ② 品目ごとの収穫見込量 ③ 生産性に関する目標	・①～③を含む生産計画【3.1台帳 生産計画】を作成する。 ・目標には、「10a当たり収量の向上」や「資材使用量の低減」、「品質向上」等に関する事項を記載する。 ・管理点3.4で「生産実績の記録」が求められるため、台帳3.1に実績を記載できるようにする。	・生産計画を【3.1台帳 生産計画】に記載する。	3.1台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
3.2 ASIA3.2	必須	作業記録	圃場及び農産物取扱い施設での作業を記録している。 作業記録には以下が記載されている。 ・作業日 ・作業者名 ・作業内容 ・使用した機械	・作業記録の様式は任意であり、日ごろ記帳している作業日誌で可である。 ・【3.2A台帳 作業記録】を使用して作成しても可。	・作業終了後に作業記録を【3.2A台帳 作業記録】に記帳する。	3.2A台帳
3.3	必須	記録の保管	①JGAPが求める記録を安全に保管するための文書化された管理手順がある。 ②JGAPが求める記録を①の手順に従い有効にコントロールして過去2年分以上保管している。初回審査では審査日からさかのぼって3か月分以上の記録を保管している。初回審査後は継続して記録を保管している。 ③2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。 ④JGAPが求める記録について、必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持している。	・初回審査では、審査を受ける3か月以上前からの帳票類の記載が必要。	・各台帳を【3.3台帳 台帳管理表】に従い、管理する。	3.3台帳 写真㊹
3.4	努力	計画と実績の比較	①管理点3.1に対する実績を記録している。 ②計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。	・【3.1台帳 生産計画】に実績を記載し、次年度の計画に役立てる。	・生産実績を【3.1台帳 生産計画】に記入し、次年度の計画生成に活用する。	3.1台帳
4食品安全における前提条件プログラム(A)						
4.1 ASIA17.5	必須	圃場及び倉庫における交差汚染の防止	①圃場及び倉庫における下記のもの、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。 1) 種苗、作物及び農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ②リスク評価の結果及び対策を記録している。	・圃場および倉庫における交差汚染検討表【4.1J台帳 圃場及び倉庫における交差汚染検討表】を作成し確認する。 ・検討表には、汚染物質に関するリスクの内容、重要度、対策を記載する。	・構成員の圃場、倉庫における交差汚染のリスク評価【4.1J台帳 圃場及び倉庫における交差汚染検討表】を作成する。	4.1J台帳
4.2 ASIA17.10	必須	新規圃場の適性の検討	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。検討の結果を記録している。 ①農産物の安全(管理点15.1、16.1.1、24.5参照) ②労働安全(管理点14.1参照) ③周辺環境への影響(管理点21.1参照) ④自然保護地域の開発規制	・新規圃場とは、土地の購入や貸借により、自らが耕作していなかった土地を新たに耕作する圃場のこと。 ・新規圃場を使用する場合は、【4.2J台帳 新規圃場の適性検討】を作成し、リスク評価をした上で対策を決め実施する。 ・自然保護地域に該当するかは、道環境生活部HPで確認する。 ■道環境生活部HP「自然環境保全地域等」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm	・新規圃場の使用にあたって、【4.2J台帳 新規圃場の適性検討】により使用の判断を行い、リスクがある場合は「対策」欄を設けその対策と効果を記載し、実行する。	4.2J台帳
4.3 ASIA17.11	重要	新規圃場の問題への対策	管理点4.2の検討の結果、改善を行った場合は、対策の内容とその結果を記録している。	・リスクがあり、対策を行った場合は【4.2J台帳 新規圃場の適性検討】に「対策」欄を設けその対策と効果を記載し、実行する。		

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等																				
4.8	必須	収穫工程の明確化	① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む収穫工程を文書化している。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源(器具・容器、機械・設備、運送車両等) ② 工程を変更した場合には、文書を見直している。	・申請品目ごとに収穫作業の工程を文書化し、リスク評価表【4.8J台帳 リスク評価表(収穫工程)】を作成する。 ・リスク評価に関する重要度は、表1を参考に設定する。 ・年に1回以上はリスク評価を行い、工程が変わった部分があれば確認する。 ・リスク評価を行った日付けを記載し、見直しした時は見直し日を入れる。 表1 重要度の評価基準 <table><tr><th></th><th>可能性</th><th>日常的に起こる</th><th>起こるかもしれない</th><th>実際にはあり得ない</th></tr><tr><td>重大な死亡・重篤な疾病</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>△</td></tr><tr><td>製品のリコール・消費者の苦情</td><td>○</td><td></td><td>△</td><td>×</td></tr><tr><td>ほとんど問題にならない</td><td>△</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table> ※評価 ○：高いリスク △：中程度のリスク ×：低いリスク		可能性	日常的に起こる	起こるかもしれない	実際にはあり得ない	重大な死亡・重篤な疾病	○		○	△	製品のリコール・消費者の苦情	○		△	×	ほとんど問題にならない	△		×	×	・収穫・調整・出荷工程、使用する機械・機具等を特定しリスク評価【4.8J台帳 リスク評価表(収穫工程)】を作成する。	4.8J台帳
	可能性	日常的に起こる	起こるかもしれない	実際にはあり得ない																						
重大な死亡・重篤な疾病	○		○	△																						
製品のリコール・消費者の苦情	○		△	×																						
ほとんど問題にならない	△		×	×																						
4.9	必須	食品安全危害要因の評価(収穫工程)	① 管理点4.8で明確化した収穫工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点4.8で収穫工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。																							
4.10	必須	対策・ルール・手順の決定(収穫工程)	管理点4.9のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。	・管理点4.8で決めた収穫工程のルール【4.8Jルール 収穫・調製工程】を実施する。	・【4.8J台帳 リスク評価表(収穫工程)】で決められた対策を基に食品安全を確保するルール【4.8Jルール 収穫・調製工程】を作成する。	4.8Jルール 写真①～④																				
4.11	必須	対策・ルール・手順の実施(収穫工程)	管理点4.10で定めた対策・ルール・手順を周知し、教育訓練した上で実施している。		・食品安全を確保するルールを従業員に周知し、実施する。																					
5.農産物取扱い工程におけるリスク管理																										
5.1 ASIA 17.6	必須	農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止	① 農産物取扱い施設及びその敷地内における下記のもと、汚染物質との交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。なお、対策には立地や施設構造の見直しを含む。 1) 農産物 2) 包装資材 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等 ② リスク評価の結果及び対策を記録している。	・交差汚染とは、汚染リスクのある区域(農薬保管庫、堆肥保管場所等)と清潔な区域の間で人や物の流れが交差することによって起こる汚染のこと。 ・【5.1J台帳 農産物取扱い施設交差汚染検討表】を作成し確認する。 ・検討表には、汚染物質に関するリスクの内容、重要度、対策を記載する。	・【5.1J台帳 農産物取扱い施設交差汚染検討表】を作成し、必要な対策を講じる。	5.1J台帳 写真⑧⑩⑫⑮																				

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
5.2	必須	農産物取扱い工程の明確化	① 農産物・品目ごとに、下記の内容を含む農産物取扱い工程を文書化している。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源(水、資材、機械・設備、運送車両等) ② 工程を変更した場合には、文書を見直している。	・4と同様の作業を調整、選別、出荷工程で実施する。 ・4と1枚の表にすると効率的な場合が多い。	4に同じ	4.8Jルール 写真⑤～⑱ 写真⑲⑳㉑
5.3	必須	食品安全 危害要因の評価 (農産物取扱い工程)	① 管理点5.2で明確化した農産物取扱い工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。 ③ 管理点5.2の農産物取扱い工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。		4に同じ	
5.3.1 ASIA 5.5.1	必須	農産物特有の 食品安全危害 要因の抽出	下記に該当する農産物・品目の場合は、下記の事項を必ず食品安全危害要因として抽出している。 ① りんご、梨の収穫及び農産物取扱い工程におけるパツリン（かび毒）汚染 ② 生食用野菜の収穫及び農産物取扱い工程における病原性大腸菌汚染		4に同じ	
5.4	必須	対策・ルール・ 手順の決定 (農産物取扱い工程)	管理点5.3のリスク評価に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。		4に同じ	
5.5	必須	対策・ルール・ 手順の実施 (農産物取扱い工程)	管理点5.4で定めた対策・ルール・手順を周知し、教育訓練した上で実施している。		4に同じ	

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
7.供給者の管理						
7.1外部委託管理						
7.1.1	必須	外部委託先との合意	農場は外部委託先と契約を結んでいる。農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記の内容が含まれている。 ① 農場の経営者名、住所及び連絡先 ② 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名 ③ 外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関する食品安全のルール ④ 上記③について農場が定めたルールに従うことの合意 ⑤ 契約違反の場合の措置に関する合意 ⑥ 外部から審査を受ける可能性があること及び不適合がある場合には是正処置を求める可能性があることについての合意 なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。	・JGAPでいう「外部委託」とは、農産物の生産工程に直接関わる作業を外部の事業者に委託することである。 ・例えば播種、防除、施肥、収穫、運送、ラジヘリ防除、コントラクターによる収穫・防除などがある。 ・外部委託先と契約を結んでいる場合は、【7.1.1契約書 JGAP外部委託契約書】を作成し、契約文書を交わす。 ・機械の整備や購入苗の購入前の育苗作業は外部委託に該当しない。 ・外部委託を行っていない場合は該当外。 ・運送会社によっては、取扱いルールを公表している場合もあるため、それらを代替しても良い。	・外部委託を行う場合は、外部委託先と【7.1.1契約書 JGAP外部委託契約書】により契約を結ぶ。 ・【7.1.1契約書 JGAP外部委託契約書】には以下の事項を記載する。 ① 農場の経営者名、住所及び連絡先 ② 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名 ③ 外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関する食品安全のルール ④ 上記③について農場が定めたルールに従うことの合意 ⑤ 契約違反の場合の措置に関する合意 ⑥ 外部から審査を受ける可能性があること及び不適合がある場合には是正処置を求める可能性があることについての合意 ・なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替する。	7.1.1契約書
7.1.2	重要	外部委託先の点検	外部委託先に対し、管理点7.1.1の契約文書の中で規定しているルールに適合しているかどうか年1回以上点検し、その記録を残している。点検結果は下記の内容を含んでいる。 ① 外部委託先の名称 ② 確認の実施日 ③ 確認者の名前 ④ 不適合事項 ⑤ 是正要求または違反に対する措置の適用 なお、外部委託先が、JGAPまたは日本GAP協会が認める第三者認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略することができる。	・外部委託先と契約を結んでいる場合は、①～⑤について、年1回以上点検し、点検結果を【2.3台帳 自己点検報告書】に記録する。 ・外部委託を行っていない場合は該当外。	・外部委託先に対し【7.1.1台帳 JGAP外部委託契約書】の契約内容が励行されているか農場が点検し結果を【2.3台帳 自己点検報告書】に記載する。	7.1.1台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
7.2仕入先・サービス提供者の管理						
7.2.1	重要	検査機関の評価・選定	残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ① 生産国が認定した検査機関 ② ISO17025認定機関	・北海道内にある検査機関の例 北海道エアウォーター株式会社産業事業部環境分析グループ (ISO17025認定試験所) TEL:011-823-0252,FAX:011-832-0560 ・ISO17025認定機関である証明として、ホームページをプリントアウトしておく。 ・水質分析は、保健所で分析してもよい(生産国が認定した検査機関)。 ■厚労省登録検査機関 残留農薬の検査が可能な機関 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kanan/ ■JAB「ISO17025認定機関」 http://www.jab.or.jp/certification_bodies/	・残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関はISO17025 認証機関〇〇〇で実施する。	-
8.検査・選別						
8.2.1	必須	原子力災害への対応	① 原子力災害に関係して、作物の栽培や農産物の出荷に対する行政の規制または監視対象地域に圃場がある場合、行政の指導に従うとともに、出荷 する商品について放射能に対する安全性を説明できる。説明の手段には放射能検査を含む。 ② 土・水・肥料の放射能に関する安全性については下記の管理点で確認している。土(管理点15.1)、水(管理点16.1.1)、肥料(管理点25.1.3)	・北海道は「原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等」の対象地域ではないため該当外。 ■厚労省「食品中の放射性物質への対応」 http://www.mhlw.go.jp/shinsai/jouhou/shokuhin.html ■農水省「原発事故に対応した放射性物質検査、生産管理に関する情報」 http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html ■原子力規制委員会「放射線モニタリングポータルサイト」 https://www.nsr.go.jp/activity/monitoring/index.html ■厚労省「食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078546.html	該当外	-
9.苦情・異常・ルール違反への対応						
9.1商品に関する苦情・異常への対応						
9.1.1	必須	商品に関する苦情・異常への対応手順	商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ① 商品に関する苦情や異常の発生時における商品管理の責任者への連絡 ② 状況及び影響の把握(商品回収の必要性の判断を含む) ③ 応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) ④ 原因追及 ⑤ 是正処置 ⑥ 法令違反があった場合のJGAP審査・認証機関への報告	・商品に関する苦情や異常に関するクレーム対応マニュアル【9.1.1-1手順 商品に関する異常・苦情対応手順】、【9.1.1-2手順 商品回収手順】を作成する。 ・商品に関する苦情・異常として下記がある。 ・顧客からの商品に対する苦情 ・農薬の希釈倍数を誤って使用したことが確認された農産物	・商品に関する苦情・異常に関する手順、記録、商品回収を行う必要がある場合は、【9.1.1-1手順 商品に関する苦情対応手順】に沿って対応を行い経過、結果を【9.1.2-1台帳 商品に関する苦情対応記録表】に記録する。 ・商品回収が発生した場合には【9.1.1-2手順 商品回収手順】に沿って対応を行い経過、結果を【9.1.2-2台帳 商品回収記録】に記録する。	9.1.1-1手順 9.1.1-2手順 9.1.2-1台帳 9.1.2-1台帳
9.1.2	必須	商品に関する苦情・異常への対応	商品に関係する苦情・異常が発生した場合には、管理点9.1.1の管理手順に従って対応したことが記録でわかる。	・商品に関係する苦情・異常・ルール違反が発生した際には、【9.1.2-1台帳 商品に関する苦情対応記録表】、商品回収が発生した場合には【9.1.2-2台帳 商品回収記録】に記録をつける。		

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
9.2農場のルール違反への対応						
9.2.1	必須	農場のルール違反への対応手順	JGAPに関する農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ① 状況及び影響の把握 ② 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む） ③ 原因追及 ④ 是正処置 ⑤ 総合規則に関するルール違反があった場合のJGAP審査・認証機関への報告	・農場のルール違反対応マニュアル【9.2.1手順 農場のルール違反への対応手順】を作成する。 ・農場のルール違反の例には下記がある。 ・農薬散布を風の強い時に実施し、ドリフトが基だしかった。 ・ルールにある農産物調整専用手袋を着用しないで調整作業を行っていた。 ・JGAPマークの使用方法を規則に違反していた（JGAP審査・認証機関への報告が必要）	・JGAPに関する農場のルール違反が発生した場合、【9.2.1手順 農場のルール違反への対応手順】に則して対応を行い、対応の内容を【9.2.2台帳 農場のルール違反への対応】に記載する。	9.2.1手順 9.2.2台帳
9.2.2	必須	農場のルール違反への対応	農場のルール違反が発生した場合には、管理点9.2.1の手順に従って対応したことが記録でわかる。	・農場のルール違反が発生した際には、【9.2.2台帳 農場のルール違反への対応】により記録をつける。		
10.識別とトレーサビリティ						
10.1トレーサビリティ						
10.1.1	必須	商品への表示	出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行っている。 ① 農場名 ② 名称 ③ 原産地	・国産品の場合、原産地は都道府県名、市町村名あるいは一般に知られている地名で可。	・出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行う。 ① 農場名 ② 名称 ③ 原産地	—
10.1.2	必須	出荷記録	出荷した商品の出荷と収穫のつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。 ① 出荷先・販売先 ② 出荷日 ③ 品名 ④ 出荷数量 ⑤ 収穫ロットまたは収穫ロットと結びついている保管ロット	・【10.1.2台帳 収穫・出荷記録】を作成し、農場の出荷する商品が、どのほ場で生産されたかをさかのぼれるようにする。	・収穫、出荷実績を【10.1.2台帳 収穫・出荷記録】に記録する。	10.1.2台帳
10.1.3	必須	収穫記録	収穫の履歴として、下記を記録している。 ① 収穫ロット ② 品名 ③ 収穫日 ④ 収穫数量 ⑤ 収穫した圃場			
10.2	必須	他農場の農産物の取扱い	① 他農場の農産物を取り扱っている場合、生産した農場ごとの識別管理と他農場の農産物の意図しない混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。 ② 他農場の農産物を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。	・他農場の農産物を取り扱っている場合は、「保管場所を分ける」、「農産物に農場名を明記する」などの対策を行い記録する。 ・他農場の農産物を取り扱っていない場合は該当外。	・他農場の農産物を選別、調整する場合は生産した農場ごとの識別管理を行い、他農場の農産物を取り扱った後に、十分な清掃を行う。 ・他農場の農産物の保管時は農産物に農場名を明記し、保管場所を分けて取り扱う。	—

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
B. 経営資源の管理						
11.責任者及び教育訓練						
11.1	必須	農場の責任者	① 農場の責任者(管理点2.1参照)は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。 ② 農場の責任者は、下記に取り組んでいる。 1)JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知している。 2)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。	・農場管理を組織表【2.1台帳 農場の組織表】に記載する。 ・「総合規則」は短い間隔で改訂される場合があるので確認する。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載する。 ■日本GAP協会HP:http://jgap.jp/	・各担当の責任者は、【2.1台帳 農場の組織表】の担当分野の業務内容を理解し、担当分野を統括するとともに、担当分野の知識を向上することに努める。 ・各担当の責任者は、それぞれの分野のJGAPの管理点について十分に理解し、参加した講習会等を様式【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し担当の業務に反映する。	2.1台帳 11.1台帳
11.2	必須	商品管理の責任者	① 商品管理の責任者(管理点2.1参照)は、下記の業務を統括している。 1)商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法等) 2)梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様 3)商品の表示の管理 4)農産物の安全や品質の確保 5)商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対処 ② 商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。 1)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 2)資格の取得または有資格者からの教育などにより商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。	・商品管理者を組織表【2.1台帳 農場の組織表】に記載する。 ・各作物の商品管理責任者は、商品管理に関する知識の向上に取り組んでいることを説明する。 ・例として、衛生管理研修会や農協が主催する目慣らし会への出席などがある。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管しておく。 ・商品管理責任者がJGAP指導員である場合は、指導員証を提示する。	・商品管理責任者は出荷前目慣らし会(商品管理現地研修会)に参加し、商品管理に関する情報を習得し、商品管理に関する業務を統括する。 ・商品管理について、JGAP指導員から説明を受け、商品管理に関するJGAPの管理点について十分に理解し、担当の業務に反映する。	2.1台帳 11.1台帳
11.3	必須	肥料管理の責任者	① 肥料管理の責任者(管理点2.1参照)は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。 ② 肥料管理の責任者は、下記に取り組んでいる。 1)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 2)資格の取得または有資格者からの教育などにより施肥や土壌の管理に関する知識を向上させる努力をしている。	・肥料管理者を組織表【2.1台帳 農場の組織表】に記載する。 ・肥料管理に関する知識の向上は、肥料メーカーや普及センター・JAが主催する栽培講習会への出席などがある。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。 ・地域の【施肥ガイド】を保管する。 ・肥料管理責任者がJGAP指導員である場合は、指導員証を提示する。 ■全国肥料商連合会「施肥技術マイスター」施肥技術講習会:http://www.zenpi.jp/ ■(一財)日本土壌協会「土壌医検定」:http://www.doiken.or.jp/	・肥料管理責任者は栽培講習会に参加し、土づくり、施肥管理に関する情報を入手しその資料を保管する。 ・施肥設計は【JA施肥ガイド】を参考に、土壌診断に基づき行う。施肥設計について必要に応じてJA営農指導員、普及指導員と相談する。 ・肥料管理について、研修会に出席する等により、肥料分野のJGAPの管理点について十分に理解し、担当の業務に反映する。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。	2.1台帳 11.1台帳 【JA施肥ガイド】

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
11.4	必須	農薬管理の責任者	①農薬管理の責任者(管理点2.1参照)は、農薬の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。 ②農薬管理の責任者は、下記に取り組んでいる。 1)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 2)農薬に関する知識を向上させる努力をしている。 3)農薬使用基準に関する最新情報を入手し、過去1年間に入手した情報を提示できる。	・農薬管理者を設置していることを組織表【台帳2.1 農場の組織表】に記載する。 ・農薬に関する知識の向上に関する取り組みには、農薬メーカーや普及センター・JAが主催する栽培講習会への出席などがある。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。 ・地域の防除暦・防除ガイドブックを保管する。 ・農薬管理責任者がJGAP指導員である場合は、指導員証を提示する。 ■FAMIC(農林水産消費安全技術センター)の農薬関係 http://www.famic.go.jp/ffis/fert/index.html ■緑の安全管理士((公社)緑の安全推進協会) http://www.midori-kyokai.com/sikaku/ ■(一社)日本植物防疫協会 病虫害防除所: http://www.jpnp.ne.jp/jpp/link.html	・農薬管理責任者は講習会に参加し、防除薬剤の情報を入手し、その資料を保管する。 ・防除を【JA防除歴】に沿って実施する。 ・農薬管理について研修会に出席し、JGAPの管理点について十分に理解し、農薬管理を行う。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。	2.1台帳 11.1台帳 【JA防除歴】
11.5	必須	労働安全の責任者	①労働安全の責任者(管理点2.1参照)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。 ②労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。 1)自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 2)資格の取得または有資格者からの教育などにより労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。 3)機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。 4)農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。	・労働安全責任者を組織表【台帳2.1 農場の組織表】に記載する。 ・労働安全責任者は、労働安全に関する知識の向上に取り組む。 ・例として、「機械・設備の取扱説明書は1か所にまとめて保管し目を通している」などがある。 ・農場内に応急手当ができる人を確保する。応急手当ができる者の証明としては、消防署が実施する救命講習を受講し、受講証明を保管しておく(有効期限は3年)。 ・北見地区消防組合の場合、毎月9日に救命講習会を開催している。1回3時間で10名以上集まれば、講師を派遣してくれる。ただし、3時間以内の講習は修了書が発行されない。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。 ・労働安全責任者がJGAP指導員である場合は、指導員証を提示する。 ■北見地区消防組合「救命講習のご案内」 http://www.city.kitami.hokkaido.jp/kafd/01-08/01-08.htm ■農研機構「農作業安全情報センター」 http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/	・農作業安全 情報センター(国立研究開発法人 農研機構 農業技術革新工学研究センター)のホームページから労働安全に関する資料等を入手し学習する。 ・農薬管理について、JGAP指導員から説明を受け、商品管理に関するJの管理点について十分に理解し、担当の業務を統括する。 ・農場内に応急手当研修会を3年に1回受講する従業員を1人以上確保する。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。	2.1台帳 11.1台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
11.6	必須	労務管理の責任者	① 労務管理の責任者(管理点2.1参照)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。 ② 労務管理の責任者は、下記に取り組んでいる。 1) 自分の担当するJGAPの管理点について学習したことを説明できる。 2) 資格の取得または有資格者からの教育などにより人権・福祉及び労務管理に関する知識を向上させる努力をしている。	・労務管理者を設置していることを組織表【2.1台帳 農場の組織表】に記載する。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。 ・労務管理に関する資料についてホームページ等で自己学習し、知識向上を図る。 ■農水省・厚労省「農業者・農業法人 労務管理のポイント」 http://www.nca.or.jp/Befarmer/sharoushi/roumu_panf.pdf ■農水省・厚労省「農業法人が加工・販売に取組む場合の労務管理のポイント」 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/pdf/6roumu.pdf	・労務管理の責任者は労務管理に関する情報を入手し、農場管理に反映する。 ・労務管理責任者は労務管理について、JGAP指導員から説明を受け、労務管理に関するJGAPの管理点について十分に理解し、担当の業務に反映する。 ・参加した講習会等は【11.1台帳 講習会受講一覧】に記載し、研修会資料は保管する。	2.1台帳 11.1台帳
11.7	重要	作業者への教育訓練	① 年1回以上、管理点2.1で示している責任者は自分の担当している範囲について、農場内の該当する作業員すべてに、JGAPに基づく農場のルールの教育訓練を実施している。各責任者は、教育訓練の結果を記録をしている。記録には実施日、参加者、実施内容が記載されている。また教育訓練に使用した資料を提示できる。 ② 作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している。	・農場責任者が農場のルールの教育訓練として、作業者に対して「〇月〇日」、「何を説明したか」を【11.7台帳 作業者への教育訓練一覧】に記録しておく。 ・記録は簡易的な議事録や作業日報で可。 ・作業者に外国人がいない場合は、その旨を説明する。	・各担当の責任者は従業員に対して農場のルールを説明し、説明した日、対象者、内容を【11.7台帳 作業者への教育訓練一覧】に記載する。	11.7台帳
11.8	必須	公的な資格の保有または講習の修了	法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。	・危険物取扱者・ボイラー・フォークリフト・玉掛等の資格・免許等がある場合は、【11.8台帳 作業資格一覧】に記載し、審査の際に免許証等を提示する。 ■中央労働災害防止協会「免許・技能講習等が必要な業務について」 http://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/pdf/kyoiku01.pdf ■(一財)消防試験研究センター「危険物取扱者」 https://www.shoubo-shiken.or.jp/ ■厚労省「技能講習名称一覧表」 http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/meishou.html	・法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、必要な講習の受講証や免許を保管し、【11.8台帳 作業資格一覧】する。	11.8台帳
12.人権・福祉と労務管理						
12.1	必須	労働力の適切な確保	① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報には守秘義務を遵守して管理している。 ② 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。 ③ ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。 * 同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)、該当外となる。その他の場合は、使用者(経営者)と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。	・労働者を雇用している場合は、適合基準に従って労働者名簿【12.1台帳 労働者名簿】を作成する。 ・外国人技能実習生も名簿に記載する。 ・雇用者のいない家族経営の場合は該当外となる。 ■JETCO((公財)国際研修協力機構)「外国人技能実習制度のあらまし」 http://www.jitco.or.jp/system/seido_enkakuhaikai.html ■厚労省・都道府県労働局・ハローワーク「外国人を雇用する事業者の方へ」 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/porg.pdf ■ILO駐日事務所「児童労働」 http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang-ja/index.htm	・労働者の名簿【12.1台帳 労働者名簿】を作成する。 ・外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。 ・「児童労働」を利用しない。	12.1台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
12.2	必須	強制労働の禁止	下記のことが起きないように対策を実施している。 ① 人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。 ② 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。	・強制労働を行っていないことを説明する。 ・例として、「雇用労働者は正規のルートを通じて採用し雇用契約書の沿って雇用している」など。	・下記のことが起きないことを確認する。 ① 人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。 ② 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。	—
12.3	重要	使用者と労働者のコミュニケーション	① 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等 について意見交換を実施し、実施内容を記録している。 ② 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。 * 労働者がいない場合は該当外	・人事面談を年1回以上実施し、【12.3台帳 労働者との意見交換記録表】に記録する。 ・農業(栽培・収穫まで)のみの場合は、労働基準法第41条により時間外労働・休日労働に関する規制について適用除外のため、36協定は必要ないが、大規模法人などで、選果専門の労働者を雇う場合などは、36協定を結ぶ必要がある。 ・雇用者のいない家族経営は該当外。 ■厚労省「こころの耳(メンタルヘルス)」: http://kokoro.mhlw.go.jp/	・使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を【12.3台帳 労働者との意見交換記録表】に記録する。 ・使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権を認める。	12.3台帳
12.4	必須	差別の禁止	雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。 * 労働者がいない場合は該当外	・雇用や昇進・昇給で差別をしていないことを説明する。 ・労働者がいない場合は該当外。 ■厚労省「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/ ■内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進」 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html ■厚労省「労働条件・職場環境に関するルール」 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_useisaku/chushoukigyoku/joken_kankyou_rule.html	・雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルのみを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断しない。	—
13. 作業員及び入場者の衛生管理						
13.1	必須	作業員及び入場者の健康状態の把握と対策	① 農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染しているまたはその疑いのある作業員及び入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。 ② 農場の責任者は、①に該当する者に対して、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止している。	・作業員と入場者の衛生管理について、【13.1ルール 作業員の衛生管理】、【13.2ルール 来訪される方へ】を掲示し、作業員に内容を周知する。	・作業員及び入場者の衛生管理を【13.1ルール 作業員の衛生管理】に沿って実施する。	13.1ルール
13.2	重要	作業員及び入場者のルール	下記の項目について農産物の汚染のリスクに基づいた衛生管理に関する必要なルールを決め、収穫及び農産物取扱いに従事する作業員及び入場者に周知し実施させている。ルールは文書化している。 ① 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品及び所持品 ② 手洗いの手順(手洗いの訓練と頻度を含む)、消毒、爪の手入れ ③ 喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 ④ トイレの利用 ⑤ 農産物への接触	■食品産業センター「2015版:一般衛生管理事項とは」 https://haccp.shokusan.or.jp/wpcontent/uploads/2016/03/kodokakibansebi_all_low.pdf		13.2ルール 写真⑩

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
13.3衛生設備に関連する管理						
13.3.1	重要	手洗い設備	手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。 手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水(管理点16.1.2参照)を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。	・【13.3.1ルール トイレ・手洗い設備のルール】、【手洗いの手順】(ホームページから入手)を掲示する。 ・タンクを利用する場合は、清潔な水を用意する。 ・手洗い場には石けん、手ぬぐい、ウエットティッシュ等を用意する。 ・トイレは休憩時間に行って帰ってこられる範囲の場所に設置する公衆トイレ等で使えるトイレであれば可。	・トイレ・手洗い設備を【13.3.1ルール トイレ・手洗い設備のルール】に則して確保・管理を行う。	13.3.1ルール 写真㉓
13.3.2	重要	トイレの確保と衛生	① 作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。 ② トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。 ③ トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。 ④ トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。			
14.労働安全管理及び事故発生時の対応						
14.1	必須	作業者の労働安全	① 圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。 1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用 2)耕耘機の使用 3)草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用 4)脚立の使用 ② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。 ③ 圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。	・危険な場所・作業について、労働安全リスク検討表【14.1台帳 労働安全リスク検討表】を作成する。 ・事故やけがを防止する対策【14.1-1ルール 農作業機械の注意点】、【14.1-2ルール 収穫機械の注意点】を作成する。 ・帳票14.1に見直しした日付を記載する。 ■農水省「農作業安全のための指針」 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf ■農水省「農作業安全対策」 http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/ ■環境省「熱中症予防情報サイト」: http://www.wbgt.env.go.jp/doc_prevention.php	・【14.1台帳 労働安全リスク検討表】により圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策【14.1-1ルール 農作業機械の注意点】、【14.1-2ルール 収穫機械の注意点】を作成する。 ・リスク評価とその対策は、農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にする。 ・作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直す。	14.1台帳 14.1-1ルール 14.1-2ルール 写真㉔㉕
14.2	重要	危険な作業に従事する作業員	管理点14.1で明確にした危険な作業を実施する作業員は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための十分な教育・訓練を受けた者である(管理点11.7参照)。 ② 法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格もしくは講習を修了している者、またはその者の監督下で作業を実施している(管理点11.8参照)。 ③ 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。 ④ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ⑤ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。	・労働安全に関する免許・資格を持っている場合は、免許証などを提示する。 ・労働安全衛生法に基づく免許として、移動式クレーン運転士免許、ガス溶接作業主任者免許等がある。 ・作業時の注意事項【14.2ルール 作業時の注意事項】を作成し掲示する。 ・【11.7台帳 作業員への教育訓練一覧】に教育・訓練内容を記録する。	・【14.2ルール 作業時の注意事項】に従業員に周知し、遵守する。 ・【11.7台帳 作業員への教育訓練一覧】に教育・訓練内容を記録する。	11.7台帳 14.2ルール

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
14.3	重要	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業者全員に周知されている。	・事故発生時の対応マニュアル【14.3ルール 事故発生時の対応】を作成する】。 ・対応マニュアルは、救急箱がある場所に掲示する。 ■厚労省「製造事業者向け 安全衛生管理のポイント 事故が起きてしまったら」 http://www.mhlw.go.jp/newinfo/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110329-1g.pdf ■日本赤十字社「一時救命処置」(動画) http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/ ■(公財)日本中毒情報センター http://www.j-poisonic.or.jp/homepage.nsf	・農作業事故が発生した場合は【14.3ルール 事故発生時の対応】に則して対応を行う。	14.3ルール
14.4	重要	事故への備え	労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は管理点14.1で評価したリスクへの対応に必要なものを用意している。	・大きな農場の場合は、救急箱や清潔な水(ペットボトル等)を複数用意し、移動車の中などに載せておく。 ・救急箱の中身として、包帯・消毒液・絆創膏・はさみを用意する。 ・傷口に直接触らないように、ピンセットなどがあると良い。	・労働事故に備えて、清潔な水や救急箱をすぐに使える場所に配置する。 ・救急箱には包帯、消毒液、絆創膏等を入れる。	写真③⑨④⑩
14.5	必須	労働災害に関する備え(強制加入)	法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。	・法人経営もしくは個人事業者でも常時雇用が5人以上いる場合は、労災に強制加入となる。 ・個人事業者で5人以下の常時雇用は任意加入(14.6により努力項目)となる。 ・外国人技能実習生は1名から労災加入適用またはそれに類するものに加入しなければならない。 ■(公財)労災保険情報センター「労災保険のQ&A」 http://www.rousai-ric.or.jp/faq/tabid/268/Default.aspx	・「労働者災害補償保険」に加入する。	—
14.6	努力	労働災害に関する備え(任意加入等)	① 労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない(管理点14.5で保険に加入している場合を除く)。 ② 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない。	・労災保険の任意加入制度や特別加入制度を利用する。 ・経営者が特別加入した場合や労働者の過半数が希望する場合には、常時雇用5人未満の個人事業者であっても、管理点14.5の強制加入の対象となる。 ■厚労省「農業者のための特別加入制度」 http://www.mhlw.go.jp/newinfo/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html		

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
15.土の管理						
15.1	必須	土壌の安全性	下記の情報を参考に、土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性について年1回以上リスク評価し、問題がある場合には行政に相談して対策を講じている。リスク評価の結果と対策を記録している。 ① 土壌の安全性に関する、行政による通知・指定の有無 ② 管理点1.2の周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴	・ドリン系農薬などのPOPs物質の残留、重金属類、放射性物質等による土壌汚染地域に該当するか行政機関(役場)に確認する。 ・圃場の使用履歴を作成する。土壌の安全性について【1.1-1台帳 圃場一覧】でリスクを確認する。 ■環境省「土壌汚染の環境基準」 別表に基準あり https://www.env.go.jp/kijun/dojou.html ■環境省「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について」 http://www.env.go.jp/hourei/06/000049.html ■POPs残留性有機汚染物質に関するパンフレット http://www.env.go.jp/chemi/pops/pamph/index.html ■環境省「農用地土壌汚染に係る細密調査結果及び対策の概要」 http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyo/index.html ■「農用地の土壌の汚染防止などに関する法律」 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO139.html	・土壌の安全性について【1.1-1台帳 圃場一覧】、【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】(ASIAGAP)によりリスク評価と対策を記載し、実施する。	1.1-1台帳 5.5A台帳
15.2	重要	土壌流出の防止	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。	・土壌流出防止策として排水対策(サブソイラの施工等)、緑肥栽培等がある。	・土壌の透排水性改善対策を行う。	—
15.3	重要	土作り	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行っている。	・土づくりとして堆肥の投入、土壌改良材の施用等がある。	・輪作の導入や緑肥栽培を行う。 ・適切な土壌改良資材(炭カル等)を使用する。	—
15.4	努力	汚染水の流入対策	① 汚水の圃場への流入による土壌及び作物に対する影響がないように、対策を講じている。 ② 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価を実施し、必要な対策を講じている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。	・汚水の流入対策として、明渠の設置等がある。	・大雨時に汚水が圃場に流入しないように、リスクのある圃場は、圃場周りに溝を設置する等の対策に努める。	—

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
16.水の利用及び廃水管理						
16.1生産工程で使用する水の安全性						
16.1.1	必須	生産工程で使用する水の安全性	① 生産工程で使用する水の種類(水道水、農業用水、井戸水、河川水、ため池水、雨水、廃水の利用等)とその水源及び貯水場所を把握している。 ② 生産工程で使用する水が目的の用途に適した水質であり、農産物に危害を与える要因(病原性微生物、重金属類、農薬、有機溶剤、放射性物質等)がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価には微生物と化学的汚染の検討が含まれている。リスク評価は下記1)から3)までの情報を利用して行い、検査が必要と判断した項目については水質検査を実施し、問題がないことを確認している。検査の頻度は水源及び断続的かつ一時的汚染(例:豪雨、洪水など)を含む環境汚染のリスクを考慮している。 1) 水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果あるいは廃水と糞尿の安全な使用に関するWHOガイドライン 2) 使用目的(灌水、農薬希釈、収穫後の洗浄等)及び使用する栽培ステージ 3) 水源及び貯水場所の周辺の状況 ③ 上記②のリスク評価の結果(必要な場合には水質検査の結果を含む)及びその対策は記録されている。	・使用する水のリスク評価表【1.1-1台帳 圃場一覧表】を作成する。 ・水道水は検査の必要なし。 ・大きな河川から取水している場合、北海道のHP「公共用水域の水質測定結果」で取水場所の前後の水質を確認する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/mizukankyo/down/down.htm ・土地改良区が分析を実施している場合もある。 ・水質分析を実施していない場合、取水河川の上流域の状況を地図等でリスク検討する(流域に水質を汚染する要因(化学工場等)が存在しないか確認する)。 ・農業用水・井戸水・河川水などを使用している場合は、水質検査を行う。 ・水質検査を実施する場合には、取水場所の周辺状況からリスクが考えられる項目を検査する。 ■人の健康の保護に関する環境基準 http://www.env.go.jp/kijun/wt1.html ■水質検査(北見保健所試験検査課理化学検査係) http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kth/kensa/H22suisitu.htm	・水の安全性について【1.1-1台帳 圃場一覧】、【5.5A台帳 食品安全危害要因リスク評価表】(ASIAGAP)によりリスク評価し、その対策を記載し実施する。	1.1-1台帳 5.5A台帳
16.1.2	必須	農産物取扱い工程で使用する水の安全性	農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認し、検査結果を保管している。主に生食するものは行政が飲用にできると認めた水を使用している。問題が発見された場合は使用を一時中止し、行政に相談している。	・水道水は検査の必要なし。 ・農業用水・井戸水・河川水などを使用している場合は、水質検査を行う。 ・農産物取扱い工程が無い場合、最後に洗う水等が無い場合は該当外。 ■厚労省「飲用井戸等衛生対策要領」 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000049097.pdf ■厚労省「水質基準に関する省令」 http://law.egov.go.jp/htmldata/H15/H15F19001000101.html	・農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水は水道水とする。 ・水道水以外の水を使用する場合は水質分析を行い、大腸菌不検出であることを確認し、検査結果を保管する。	—
16.1.3	重要	ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理	① 容器に水を貯めて農産物を洗浄する場合は、水を掛け流している。 ② 農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。		・農産物を最後に洗う水を貯めて農産物を洗浄する場合は、最後に、大腸菌不検出の水をかけ流す。	—
16.1.4	重要	養液栽培で使用する水の安全性	養液栽培の培養液が汚染されないように対策を講じている。	・養液栽培は、「土を使わずに、肥料を水で溶かした液(培養液)によって作物を栽培する栽培法」を指す。 ・養液栽培を行っていない場合は該当外。	養液栽培専用項目	—
16.2	努力	水源等の保護	自分の管理する水源、貯水場所及び水路が故意または偶発的に汚染されることを防止する対策を講じている。	・故意や偶発的な汚染防止のための対策を行う。 ・例えば、「井戸へのいたずらを防ぐために蓋をして施錠する」など。 ・管理している水源が無い場合は該当外。	・水路が周辺の影響で汚染されていないか注意をはらう。 ・バルブ類が汚れていないか注意をはらう。 ・井戸へのいたずらを防ぐために蓋をして施錠する。	—

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
16.3	重要	廃水の管理	生産工程に使用する水の水質の劣化を防ぐために圃場及び農産物取扱い施設で発生した廃水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を管理している。	・洗浄に使った水が地下浸透できる範囲であれば問題無い。 ・明きょや水系に達する恐れがある場合は、排水が流れ込まないように対策する。	・防除機の洗浄、機械類の洗浄水は地下浸透するスペースで洗浄する。 ・農産物の洗浄水は、適切な処置により、河川等環境を汚染する排水を行わない。	—
17.圃場及び施設の交差汚染防止等						
17.1	重要	有害生物への対応	① 農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止する手順を文書化して実施している。 ② 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。	・選果・調製・出荷施設に有害生物が入らないように工夫する(ネットをしたり、紐をぶら下げる、施設の出入り口は開けたままにしないなど)。 ・ネズミなどの有害生物の侵入が見られる場合は、進入路を塞いだり、粘着シート等による物理的な駆除を行う。	・農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止するために〇〇を実施する。 ・農産物取扱施設で、有害生物を駆除する場合は薬剤(殺虫剤、殺菌剤等)を使用しない。	—
17.2	重要	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じている。	・喫煙や飲食はエリアを決める。 ・作業場所と隔離されていないところで飲食する場合には、飲食後に清掃し、または必要に応じて殺菌をして農産物の衛生に影響がないようする。 ■厚労省「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」について http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2014/11/DATA/22obq204.pdf	・農産物を取り扱うスペースと喫煙、飲食する場所を分ける。	—
17.4	重要	青果物の保管	① 農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。 ② 天井・壁等に結露した水滴が農産物に触れないようになっている。 ③ 光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。	・農産物の保管に適した温度・湿度で保管する。	・農産物を保管する場所は適切な温度と湿度を保つ。 ・天井・壁等に結露した水滴が農産物に触れないようにする。 ・光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管する。	写真⑭
18.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具等の管理						
18.1	重要	機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管	① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 ② 機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の手順を文書化して実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 ③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。	・機械・設備の一覧【18.1-1台帳 機械一覧】を作成する(機械・設備に使用する燃料の種類を含む)。 ・【18.1-1台帳 機械一覧】には、電気・ガス・重油等の関連設備・機器も記載する。 ・点検・整備記録は、【18.1-2台帳 機械整備記録】に、機械ごとにいつ何をやったかわかるように記録する。 ・機械を使用した後は、盗難防止のため、鍵を抜いて保管する。	・保有する機械・設備及び運搬車両のリスト【18.1-1台帳 機械一覧】を作成する。 ・保有する機械・設備及び運搬車両は点検・整備・清掃を実施し、その記録を【18.1-2台帳 機械整備記録】に記載する。 ・外部の整備サービスを利用する場合は整備伝票等を整備伝票ファイルに保管する。	18.1-1台帳 18.1-2台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
18.2	重要	検査機器・測定機器・選別装置及びその標準の管理	商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。校正を必要としかつ食品安全リスクに関係する装置については校正を行っている。	・原則として重量を保証して出荷する農産物の計量に用いる機器のみが対象となる。 ・秤類の一覧表【18.2台帳 秤一覧・精度確認表】を作成する。 ・秤は定期的に点検し、正確かどうか確認する。検査は、計量法に基づき、2年に1回、北海道知事が行う「特定計量器定期検査」を受検しなければならない(1未満の秤の場合)。 ・検査料の例として、北見市の場合では、機械式 250kg以下 1100円(1台当たり)。 ■経産省:「はかりとは？」 http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g51216d06j.pdf	・出荷物を計量する秤は、秤の正確性を確認するサンプル(テストピース)を用意し、最低年1回確認し結果を【18.2台帳 秤一覧・精度確認表】に記載する。	18.2台帳
18.3	重要	収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理	① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検している。 ② 点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じている。 ③ 複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をしている。	・収穫や出荷に使用するコンテナやダンボールは、ワレや汚れがないか定期的に点検する。 ・水濡れや農薬からの汚染がないよう管理する。 ・複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用や誤表記を防ぐために、包装資材の置き場所のゾーニング、使用時のルール化などを行う。	・収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫 関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検する。 ・点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じる。 ・複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をする。	写真⑩
18.4	重要	掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理	① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を掃除する掃除道具は他の掃除道具と分けて使用して保管している。 ② 掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換している。 ③ 掃除道具は、使用後、所定の場所に衛生的に保管されている。 ④ 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。	・掃除用具は使用場所を記載する(シール添付)等により、交差汚染を防ぐ。	・収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する 機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を定期的に掃除する。 ・掃除道具は場所別にシールを貼って管理する。 ・掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換する。 ・掃除道具は、使用後、所定の場所に衛生的に保管する。 ・掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管する。	写真⑪

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
18.5	重要	機械油の使用	収穫工程及び農産物取扱い工程で農産物と接触する可能性のある機械可動部へ注油する場合は食品安全に影響がないように対策を講じている。	・農産物と接触する部分の機械可動部には、食品機械用の潤滑油を使用する。 (NSF: National Sanitation Foundation International国際衛生科学財団、H-1: 食品に接触するべきではないが混入しても安全なもの) (NSF H-1、ISO21469の認証は必須ではない) ■NOKクリューバー(株):「食品機械用潤滑剤」 http://www.nokluber.co.jp/grease_oil04_03	・収穫、調整で使用する機械で農産物と接触する可能性のある機械可動部への注油は食品機械用の潤滑油〇〇〇を使用する。	-
18.6	重要	機械・設備の安全な使用	① 機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。 ② 安全性を損なう改造を実施していない。 ③ 購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。	・機械・設備の取扱説明書をよく読み、まとめて保管しておく。 ・購入時の安全性の評価として「型式検査合格証票」、「安全鑑定証票」の確認等がある。 ■農研機構「型式検査合格証票や安全鑑定証票について」 http://www.naro.affrc.go.jp/brain/iam/test/index.html ■農研機構「農作業安全情報センター」 http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/	・機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用する。 ・安全性を損なう改造を実施しない。 ・購入時には機械・設備の安全性の評価を行う。	-
19.エネルギー等の管理、地球温暖化防止						
19.1	必須	燃料の保管管理	① 燃料の保管場所は火気厳禁となっている。 ② 燃料の保管場所には危険物表示がされている。 ③ ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。 ④ 燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。 ⑤ 燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。	・燃料の保管場所には、危険物・火気厳禁の掲示を行い、消火設備・消火器を配置する。 ・消化器は、すぐに対応できる距離に配置する。 ・ガソリンは携行缶で保管する。 ・燃料の容器は蓋やバルブをして保管し、転倒しないような対策を行う。 ・10型ABC消火器のABCとは、A普通火災、B油火災、C電気火災を表す。 ・消火器の標準使用期限は10年(要確認)。 ■消防法 http://law.egov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html ■危険物の規制に関する政令(指定数量) http://law.egov.go.jp/htmldata/S34/S34SE306.html	・燃料の保管場所は火気厳禁とし、「火気厳禁、危険物」の表示を行う。 ・ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防ぐ。 ・燃料の保管場所には、消火器を設置する。 ・燃料もれがないか確認し、燃料もれに備えた対策を実施する(キャップが締まっていることの確認、転倒の可能性が有る場合の防止策の実施等)。	写真③③～③⑥
19.2	重要	温室効果ガス(CO ₂)の発生抑制及び省エネルギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO ₂)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。	・温室効果ガスの発生抑制や省エネルギーの対策を説明する。 ・例えば、「太陽光発電を行っている」、「トラクターのエンジンをかけっぱなしにしない」、「機械の点検を定期的に行い、エネルギー効率を上げる」など。 ■(一社)全国農業普及改良支援協会「農業温暖化ネット」 https://www.ondankanet.jp/index.php?category=measure&mode=init ■環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/	・電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等の伝票を燃料伝票ファイルに保管する。エネルギーの使用量を抑えるため以下の取組みを行う。 ①こまめに消灯する。 ②機械は長期停止時はエンジン、電源を切る。 ③暖房する施設は、破損部の補修等により気密性を高める。	-

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
20.廃棄物の管理及び資源の有効利用						
20.1	必須	廃棄物の保管・処理	① 農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。 ② 上記①の通り廃棄物を保管・処理している。	・廃油・廃プラスチック・農薬空容器などの保管・処理方法の一覧【20.1台帳 廃棄物の保管・処理】を作成する。 ・廃棄物処理記録に係る委任状、管理票などの伝票があれば保管する。 ■（公財）日本産業廃棄物処理振興センター「廃棄物とは」 http://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/bunrui.html ■農業工業会「空容器および使用残農薬の処分についてのガイドライン」 http://www.jcpa.or.jp/user/guideline.html ■食品産業センター「ご存知ですか？マニフェスト制度」 http://www.shokusan.or.jp/manifest/index.html ■「廃棄物の処理および清掃に関する法律」 http://law.egov.go.jp/htmldata/S45/S45HO137.html	・廃棄物は保管方法、処理方法を【20.1台帳 廃棄物の保管・処理】に記載し、適切に保管、処理する。	20.1台帳 写真⑳
20.3	必須	整理・整頓・清掃	・圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。	・圃場、施設、敷地内は日頃から整理・整頓しておく。 ・使わない機械や道具は圃場や施設内に放置しない。	・圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内を整理・整頓し清掃に保つ。	写真㉑㉒㉓
21.周辺環境への配慮及び地域社会との共生						
21.1	重要	周辺環境への配慮	① 農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対し騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に関して配慮している。 ② 農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。	・周辺環境に配慮した営農を行っていることを説明する。 ・例えば、「早朝の機械操作による騒音に配慮している」、「機械に付着した泥を道路に落とさない」など。	・農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮する。 ・農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認する。	—
21.2	重要	地域内の循環を考慮した農業の実践	① 圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。 ② 農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。	・地域で発生する有機物の優先使用の状況について説明する。 ・選択できる場合は、地域内で発生する有機物を優先して使用することが望ましい。 ・例えば、「地域の有機酪農家と連携して、堆肥と麦稈を交換している」など。	・圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用する。 ・農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に提供する。	—
22.生物多様性への配慮						
22.1	努力	生物多様性の認識	① 農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。 ② 過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。 ③ 上記①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年1回以上確認して記録している。	・農場周辺に生息する動植物のリスト【22.1台帳 野生動植物・希少生物一覧】を作成する。 ■生物多様性の情報(オホーツク沿岸)環境省HP http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/engan/10202.html	・【22.1台帳 野生動植物・希少生物一覧】により、生息する動植物・希少生物について把握し、農場周辺の状況を記録する。	22.1台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
22.1.1	重要	外来生物の管理	① 農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。 ② 外来生物の活用について行政の指導がある場合にはそれに従っている。	・外来生物を利用している場合は生態系に配慮したり、行政指導に従う。 ・セイヨウオオマルハナバチを使用する場合、栽培施設のすべての開口部をネットで被覆し、使用後のハチは確実に殺処分する。また、セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を取得する必要がある。 ・外来生物を利用していない場合は該当外。 ■環境省「セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の申請を行う方へ」: https://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html ■環境省「特定外来生物等一覧」: https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/index.html ■環境省「生態系被害防止外来種リスト」: https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list.html	該当外	—
22.2	努力	環境保全に対する方針に基づく活動	農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。	・環境保全に関する活動内容を説明する。 ・例えば、「地域での用水路の清掃」、「地域住民と定期的にゴミ拾いをしている」、「耕作放棄地を賃貸して耕作している」など。	・地域の清掃活動や草刈りに参加する。	—
C. 栽培工程における共通管理						
23. 種苗の管理						
23.1	必須	種苗の調達	① 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育苗期間中に使用した農薬すべて)と使用回数が記載された証明書等を保管している、または記録している。 ② 自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。 ③ 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることを確認している。	・申請する作物について、購入種苗の栽培履歴【23.1台帳 種苗台帳】を作成する。 ・種苗の証明書の保管でも可。 ■農水省「指定種苗制度」: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/index.html	・購入した種苗について【23.1台帳 種苗台帳】に記入する。 ②③は該当外	23.1台帳
23.2	重要	播種・定植の記録	播種・定植について下記を記録している。 ① 種苗ロット ② 播種・定植の方法(機械の特定を含む) ③ 播種・定植日 ④ 圃場の名称または圃場番号	・は種・定植について、【23.2台帳 播種・定植の記録】を作成する。	・播種・定植について【23.2台帳 播種・定植の記録】に記載する。	23.2台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
23.3	必須	遺伝子組換え作物の栽培・保管・販売	遺伝子組換え作物は下記の項目を満たしている。 ① 栽培する国・地域の行政の指導に従って栽培している。 ② 栽培する国で許可された品種である。 ③ 栽培記録において、遺伝子組換えであることを明記している。 ④ 遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物の圃場を明確に区分して栽培している。 ⑤ 種苗と農産物は、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物を明確に区分して保管している。 ⑥ 取引する国の行政の指導に従って販売している。 ⑦ 取引する国の行政が販売を許可した品種である。 ⑧ 取引する国の行政による遺伝子組換え農産物に関する表示義務に従っている。法令が存在していない場合は、少なくとも作物の名称、原産地、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え、不分別」のいずれかを表示する。	・カルタヘナ法に基づき、遺伝子組み換え作物を栽培していないことを説明する。 ・日本での遺伝子組み換えの商業栽培はバラ1品種のみ（H29,12.19現在）。 農水省「一般的な使用が承認された遺伝子組換え農作物の数と主な性質」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/attach/pdf/index-126.pdf	該当外	—
24.農薬の管理						
24.1農薬使用計画						
24.1.1	必須	IPMの実践	① 農薬管理の責任者は、耕種的防除・生物的防除・物理的防除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害虫・雑草による被害を抑える計画としている。（総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)） ② 過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。	・IPM実践内容について説明する。 ・例として、「中耕により除草剤の回数を削減している」、「病害虫抵抗性がある品種を選定している」など。 ・昨年の農薬使用結果を今年の計画に反映し、その内容を説明する。 ■農水省「総合的病害虫・雑草管理(IPM)」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html	・農薬管理の責任者は【JA防除歴】を参考に耕種的防除等と化学的防除を組み合わせ実施する。 ・前年度の病害虫・雑草の発生状況を勘案し計画に反映する。	【JA防除歴】
24.1.2	必須	農薬の選択・計画	農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法（散布以外）を書いた農薬使用計画がある。 ② 上記の農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。 ③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。 ④ 輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。 ⑤ 水田または水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。 ⑥ 農薬使用計画は、ポストハーベスト農薬を含んでいる。	・農協等が発行する防除基準を活用できる。 ・防除基準に①の項目が含まれていることを確認する。 ■FAMICの農薬関係（登録・失効情報） http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm ■FAMIC「農薬登録情報提供システム」 http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html ■農水省「誤認の多い農作物への農薬の適正使用について」 http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/pdf/gonin.pdf ■厚労省「ポジティブリスト制度」 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuanzen/syoushisya/061030.html	・【JA防除歴】に沿った農薬を使用する。	
24.1.3	重要	耐性・抵抗性の防止	過去に使用した農薬を把握し、耐性・抵抗性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。	・農薬耐性・抵抗性の防止に向けた取り組みを説明する。 ・例えば、「ローテーション防除を心がけて農薬使用計画を立てている、同一薬剤の連用はしない」など。		

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
24.1.4	必須	残留農薬の後作への考慮	今作で使う農薬が後作の作物にも適用があるか確認し、後作で残留農薬基準違反を起こさないように対策を講じている。	・後作物に適用がなく、残留基準が一律基準の場合は基準値超過の恐れがあるため農薬を変更するか、適用がある後作物に変更する。 ・栽培を途中で切り上げた場合、すぐに後作の作付をせず期間をあけたり緑肥を栽培する。 ・例として育苗ハウスは育苗以外に使用しない等の対応がある。	・前作に使用した農薬が、これから作付けする作物に影響がないか確認する。 ・同じ年に同じ圃場で2作以上作物を栽培する場合、作付けした作物に使用した土壌施用薬剤が、これから作付けする作物に登録があるか確認し、無い場合は作付けしない。	
24.2農薬の準備						
24.2.1	必須	農薬使用の決定	① 農薬管理の責任者は、管理点24.1.2で立てた農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。 ② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点24.1.2を満たしているか再度確認してから決定している。 ③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。 ④ その他、ラベルの指示事項に従っている。	・【手順24.2.1 農薬散布の手順(掲示用)】を掲示し、手順に則して農薬を使用する。 ■農薬工業会「農薬をご使用になる方へ」 http://www.jcpa.or.jp/user/		24.2.1手順 24.2.1手順 (掲示用)
24.2.2	必須	農薬の準備・確認	① 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬を準備・使用していない。 ② 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。	・農薬の準備・確認は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・農薬の最終有効期限を確認して使用する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。	

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
24.2.3	必須	散布液の調製	① 農産物や環境に危害のない場所で散布液を調製している。 ② 農薬を正確に計量している。 ③ こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。 ④ 農薬の計量と散布液の調製は、ラベルに従い、防除衣・防除具を着用して行っている。 ⑤ 散布液の調製時に給水ホースをタンクに入れて攪拌していない。	・散布液の調製は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理(外部)】を参照し、専用の砂(ペーパータオルや給水シートでも可)、ほうき、ちりとり、ゴミ袋を用意し、農薬保管庫の外に整備する。 ・こぼれた農薬を処理する掃除用具は、調合する場所まで持って行く。 ・農薬を調合する際も防除衣・防除具は着用する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・こぼれた農薬を処理するため、専用のほうき、ちりとり、ペーパータオル、ゴミ袋、手袋を農薬保管庫の横に準備する。 ・農薬の準備場所を農産物や環境に危害のない場所に設定する。	24.2.1手順 24.2.1手順(掲示用) 写真⑳㉑
24.2.4	必須	農薬の計量・希釈	① 必要な散布量を計算し、散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないようにしている。 ② 正確に希釈している。 ③ 混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。 ④ 計量カップや農薬の空容器は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。	・農薬の計量・希釈は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・正確に希釈するため、早見表などを利用する。 ・希釈用の水を正確に計るため、平らな場所で水を準備する。 ・混用の前には混合剤があるか確認する。混用する場合は、例えば農協・農薬メーカーに相談したり、混用事例集を活用する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。	
24.3 農薬の使用と記録						
24.3.1	必須	防除衣・防除具の着用	① 農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。 ② マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。	・【24.3.1資料 防除衣・防除具のラベルマークとラベルの意味】を作成し掲示する。 ・マスクは粉剤・液剤は使い捨てマスク(国家検定合格品)でも可だが、土壌くん蒸剤を使用する場合はガス用の吸着マスクが必要となる。 ■ 農薬工業会「きちんと保護具を付けましょう」 http://www.jcpa.or.jp/labo/books/pdf/leaf7.pdf	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・防除衣、防除具は【24.3.1資料 防除衣・防除具のラベルマークとラベルの意味】を参考に選定する。	24.3.1資料
24.3.2	必須	防除衣・防除具の洗浄	① 農薬使用後は、防除衣・防除具による交差汚染を防いでいる。 ② 再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄している。 ③ 防除衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ ゴム長靴は靴底までしっかりと洗っている。 ⑤ 破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替えている。	・②から⑤について【24.2.1手順 農薬散布の手順】の掲示等により周知する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。	24.2.1手順
24.3.3	重要	防除衣・防除具の保管	防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。	・防除衣や防除具は農薬保管庫に保管しない。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・農産物と接触しない場所に防除衣、防除具の保管場所を設ける。	24.2.1手順

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
24.3.4	重要	残液の処理	① 調製した散布液は、対象圃場で使い切るようにしている。 ② 農薬散布後の残液の処理は、行政の指導に従っている。行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。	・農薬散布後の残液を排水が、農産物や水路に影響しない地下浸透が可能な場所を設定する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・農薬の残液処理を農産物や環境に危害のない場所に設定する。	24.2.1手順
24.3.5	必須	農薬散布機の洗浄と洗浄液の処理	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを速やかに洗浄している。 ② 散布設備の洗浄は、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で行っている。 ③ 洗浄液は管理点24.3.4②と同様の方法で処理している。	・洗浄した水を処理する、管理点24.3.4と同様の場所を設定する。	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・散布設備の洗浄場所は農産物や環境に危害のない場所に設定する。	24.2.1手順
24.3.7	必須	農薬使用の記録	農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。 ① 対象作物（農薬登録における適用作物名） ② 使用場所（圃場名等） ③ 使用日 ④ 農薬の商品名 ⑤ 使用目的（適用病虫害・雑草名） ⑥ 有効成分 ⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布流量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量 ⑧ 使用時期（収穫前日数等） ⑨ 使用方法（散布機等の機械の特定を含む） ⑩ 作業者名 ⑪ 農薬管理の責任者による検証	・【24.3.7台帳 農薬使用台帳】に実績を記録する。 ・農協等に提出している防除履歴を活用する場合は、適合基準で求められている項目を追加する。 ・農薬使用計画に④⑤⑥⑧⑨を記載しており、計画通りに使用した場合、農薬使用の記録には④のみを記載し、⑤⑥⑧⑨を省略してもよい。 ・防除履歴に⑦⑩⑪が含まれていることを確認する。 ・記録する頻度が多いため、農場者や産地に合った台帳を作成する。	・農薬散布後に農薬使用記録を【24.3.7台帳 農薬使用台帳】に記載し、農薬管理責任者が検証する。	24.3.7台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
24.4 農薬の保管						
24.4.1	必須	農薬保管庫の管理	① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。 ② 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。 ③ 農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。 ④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。 ⑤ 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。 ⑥ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑦ ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。	・一時的に大量の農薬保管が必要で、農薬保管庫に入りきらない場合は鍵のかかる倉庫に保管し施錠する（開封済みの農薬は農薬保管庫に保管する）。 ・【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則した保管・管理を行う。 ■厚労省「毒物劇物の適切な保管管理について」 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/hokan/hokan.html	・農薬は【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則して保管する。 ・農薬保管庫に入りきらない農薬は、未開封の状態では鍵のかかる倉庫に保管し、倉庫を施錠する。	24.4. 1ルール 写真㉔～㉔
24.4.2	重要	誤使用防止	① 農薬は、購入時の容器のままで保管されている。 ② 農薬の取り違えを起こさないように保管している。 ③ 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、区分して保管している。	・【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則した保管・管理を行う。 ・飲料容器等への移し替えは誤飲の危険性があるため行わない。 ・農薬の有効期限を確認し、期限が過ぎている場合は適切に処分するのが望ましい。	・農薬は【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則して保管する。	24.4. 1ルール 写真㉔
24.4.3	重要	農薬混入・汚染防止	① 使いかけの農薬は封をしている。 ② 農薬の転倒、落下防止対策を講じている。 ③ 農薬の流出対策を講じている。 ④ 保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策を講じている。 ⑤ 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。 ⑥ 農薬が農産物や他の資材に付着しない対策を講じている。	・【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則した保管・管理を行う。 ・農薬もれに備えて、農薬保管庫の近くに専用の砂（ペーパータオルや給水シートでも可）、ほうき、ちりとり、ゴミ袋を用意する。 ・開封済みの農薬はこぼれた時のためにトレイなどに入れる（開封していない場合はトレイは必要無い）。	・農薬は【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則して保管する。	24.4. 1ルール 写真㉔
24.4.4	必須	危険物の保管（農薬）	発火性または引火性の農薬（油剤・乳剤等の危険物）を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。また、危険物の表示をしている。	・【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則した保管・管理を行う。 ・農薬保管庫に危険物の表示を行う。	・農薬は【24.4.1ルール 農薬保管庫の管理】に則して保管する。 ・発火性または引火性の農薬（油剤・乳剤等の危険物）を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管する。	24.4. 1ルール
24.4.5	重要	農薬の在庫管理	農薬の在庫台帳には、入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。	・農薬の在庫台帳【24.4.5台帳 農薬入出庫台帳】を作成する。 ・在庫台帳と実際の在庫が合っているか確認する（審査時に確認される場合が多い）。	・農薬の入出庫を【24.4.5台帳 農薬入出庫台帳】に記帳する。	24.4.5台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
24.5 農薬のドリフト						
24.5.1	必須	ドリフト被害の防止	① 自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。 ② 周辺の生産者とコミュニケーションをとる等によって、周辺地からのドリフト対策を行っている。	・ドリフト被害防止・加害防止対策には、「近隣農家と連絡を取って散布している」、「農薬がドリフトしないように風が弱い時間帯に散布している」等がある。 ■ 農水省「農薬飛散対策技術マニュアル」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/	・【1.2台帳 圃場と施設の地図】に周辺圃場の作付け作物を記載し、ドリフトのリスクを把握する。 ・ドリフトのリスクに基づいて、周辺の生産者とコミュニケーションをとる等により、周辺地からのドリフト被害対策を行う。	1.2台帳
24.5.2	必須	ドリフト加害の防止	自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。 地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。	■ 農水省「農薬飛散対策技術マニュアル」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/	・農薬の使用は【24.2.1手順 農薬散布の手順】に則して行う。 ・ドリフトのリスクに基づいて、周辺の生産者とコミュニケーションをとる等により、周辺地からのドリフト加害対策を行う。 ・農薬の残液処理を農産物や環境に危害のない場所に設定する。	24.2.1手順
24.6 残留農薬に関する検証						
24.6.1	必須	残留農薬検査のサンプリング計画	① 残留農薬検査の計画を文書化している。 ② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性がある農薬のうち、残留の可能性があると思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。 ③ 上記②で特に残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分を行い、リスク評価に役立てている。	・残留農薬検査サンプリングのマニュアル【24.6.1手順 残留農薬検査サンプリング】を作成したうえで、残留農薬検査を行う。 ・残留農薬の検査結果は保管しておく。	・残留農薬の検査を【24.6.1手順 残留農薬検査サンプリング計画】に沿って行い結果を保管する。	24.6.1手順
24.6.2	必須	残留農薬検査の実施	① 管理点24.6.1に従って、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬使用が適正であることを確認している。基準値を超過した場合には、管理点9.1.1の手順に従い、記録を残している。 ② 残留農薬検査の結果を保管している。		・残留農薬検査により基準値を超過した場合は、【9.1.1手順 商品に関する異常・苦情対応】に沿って対応する。	9.1.1手順

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
25.肥料等の管理						
25.1肥料等の選択・計画						
25.1.1	重要	肥料成分の把握	① 購入した肥料はその成分がわかる文書を保管している。 ② 自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析また書籍等により標準的な成分量を把握している。	・肥料成分等が記載されている【JA施肥ガイド】を保管する。 ・堆肥の標準的な成分量として、【北海道施肥ガイド2015 VI付帯資料1有機物】を参考とする。 ■北海道「北海道施肥ガイド2015」 www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/10/clean/sehiguide2015_06.pdf ■農水省「肥料の特性」: http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_sehi_kizyun/pdf/sdojo20.pdf	・【JA施肥ガイド】を保管する。 ・【JA施肥ガイド】に掲載されていない肥料を用いる場合は、肥料の成分が掲載されているパンフレット等を保管する。 ・自家造成堆肥等は【北海道施肥ガイド2015VI付帯資料 1有機物資材】により、成分量を把握する。	JA施肥ガイド 北海道施肥ガイド
25.1.2	必須	適切な施肥設計	① 肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。 ② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。 ③ 施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。 1)過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係 2)土壌診断の結果 3)行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量 4)土作り(管理点15.3参照)の必要性 5)その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報 6)使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)	・施肥計画【25.1.2台帳 施肥計画】を作成する。 ・土壌診断結果はまとめて保管する。 ・土壌診断は計画的(毎年全圃場の1／3ずつ実施する等)に行う。	・【JA施肥ガイド】と土壌診断結果を参考に施肥計画【25.1.2台帳 施肥計画】を作成する。 ・施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮する。 1)過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係 2)土壌診断の結果 3)行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量 4)土作り(管理点15.3参照)の必要性 5)その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報 6)使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出) ①過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係 ②多肥による環境負荷	25.1.2台帳
25.1.3	必須	肥料等の安全性	① 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 ② 行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来を含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 ③ 堆肥、汚泥及び天然肥料は、病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策(例:堆肥化、低温殺菌、加熱乾燥、UV照射、アルカリ消化、自然乾燥、農業投入物の適用と作物の収穫の間の適切な時差を含む管理手段、またはこれらの組合せ)を実施している。 ④ 堆肥、汚泥及び天然肥料を扱った作業者、器具、設備、装置による農産物の汚染を防ぐ対策をしている。 ⑤ その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものを圃場に入れていない。 ⑥ 糞尿の利用については、「廃水と糞尿の安全な使用に関するWHOガイドライン」を考慮している。未処理の汚泥を使用していない。	・普通肥料の登録がある肥料を使用する。 ・堆肥の腐熟度合は、堆肥腐熟度判定表【25.1.3基準 堆肥腐熟度判定表】により判定する。 ・堆肥からの交差汚染の防止対策には、「堆肥散布後に手洗いなどを行っている」、「堆肥を運んだトラックは収穫に使っていない」などがある。 ・可能であれば、【25.1.3証明書 堆肥生産工程証明書】を作成する。	・普通肥料の登録のある肥料を使用する。 ・自家造成した堆肥は【25.1.3基準 堆肥腐熟度判定表】により堆肥の腐熟度を確認する。 ・購入する堆肥は【25.1.3証明書 堆肥生産工程証明書】を提供者から取得する。 ☆ASIAGAPでは④⑤は【4.1J台帳 圃場及び倉庫における交差汚染検討】、【5.1JA台帳 農産物取扱い施設交差汚染検討】による。	25.1.3基準 25.1.3証明書 4.1J台帳 5.1J台帳 (ASIAGAP)

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
25.2肥料等の使用と記録						
25.2.1	必須	肥料等の使用記録	肥料等の使用について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所(圃場名等) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名	・肥料の使用記録【25.2.1台帳 肥料の使用記録】を作成する。または、農協等に提出した栽培履歴(①～⑥)が含まれることを確認)を保管する。 ・肥料使用記録簿と在庫台帳、実在庫の整合性を確認する(審査時に確認される場合が多い)。	・施肥の実績を【25.2.1台帳 肥料の使用記録】に記帳する。	25.2.1台帳
25.3肥料等の保管						
25.3.1	必須	危険物の保管(肥料)	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。	・それぞれの肥料のSDS(安全データシート)に保管方法が記載されている。 ・生石灰は、水に触れない、近くに燃えやすい物がない場所に保管する。 ・硝酸カルシウムは、水に触れない、熱等の着火源から遠い場所に保管する。	・発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管する。	—
25.3.2	重要	肥料等の保管条件	袋詰め肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。	・保管場所の床が土の場合はパレットなどに積む。	・袋詰め肥料等の保管場所は下記の項目を遵守する。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにする。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置かない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理する。	写真⑳㉑
25.3.3	努力	堆肥の保管	堆肥の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等)で作り、風雨を防ぐ覆いや側壁を設けるなどにより、流出液による水源汚染及び原料の家畜糞や製造途中の堆肥と完成した堆肥との接触を防いでいる。	・堆肥は流出液が農産物や水源に影響を与えないように保管する。 ・流出液による汚染が懸念される場合は、堆肥にシートを被覆し雨を防ぐ等の対策を行う。	・堆肥の保管場所は流出液による水源汚染及び原料の家畜糞や製造途中の堆肥と完成した堆肥との接触を防ぐ。	—
25.3.4	重要	肥料等の在庫管理	肥料等の在庫台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。ただし、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。	・肥料の在庫台帳【24.3.4台帳 肥料在庫台帳】を作成する。 ・堆肥の入出庫はトラックやマニュアルスプレッダーの台数等で、量をおおまかに把握する。	・肥料の入・出庫を【25.3.4台帳 肥料在庫台帳】に記帳する。 ・堆肥の入出庫は概ねのトン数を【25.3.4台帳 肥料在庫台帳】に記帳する。	24.3.4台帳 写真㉒

Ⅲ－2 ASIAGAP専用項目

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
1.3	必須	農場管理システム	ASIAGAPが求める農場管理をどのように実施するかについて、農場管理システムを構築し、農場管理マニュアルとして文書化している。	・管理点ごとに、農場が実施する取組内容を具体的に記載するのみでも可。 ・本表の「ルール例」は農場管理マニュアルの例として活用できる。	・本マニュアルを農場管理マニュアルとする。	本ルール例
1.3.1	必須	食品安全マネジメントシステム（一般要求事項）	農場管理システムでは、農産物の安全性リスクに基づいて、下記を含む食品安全マネジメントシステムが策定され、実施され、かつ維持されており、また継続的に改善されている。 ① 食品安全マネジメントシステムの適用範囲の特定 ② 食品安全に関する法令の遵守 ③ 食品安全マネジメントシステムに必要なプロセスの特定 ④ プロセスの順序と相互作用の決定 ⑤ プロセスの効果的な運営とコントロールを確保するための基準と方法の決定 ⑥ プロセスの運営と監視をサポートするために必要な資源と情報の確保 ⑦ 計画された結果と継続的改善を達成するために必要な措置の評価・監視・分析 ⑧ システムが有効であり続けることを確認する食品安全マネジメントシステムの検証手続きの実行	それぞれの項目が「管理点と適合基準」の「5. 生産工程における食品安全に関するリスク評価」のどの部分にあたるか把握しておく。 ・①適用範囲は「栽培」・「収穫」・「農産物取扱」から選択する（「総合規則」6. ASIAGAP審査・認証の範囲 参照）。 ・③④5.4の要求事項に同じ。 ・⑤5.7の要求事項に同じ。 ・⑥5.7～5.8の要求事項に同じ。 ・⑦5.8～5.9の要求事項に同じ。 ・⑧5.9の要求事項に同じ。	一般要求事項	—
1.4	必須	農場管理マニュアルの発行	農場管理マニュアルを作成または改定する場合は、下記の手続きを実施していることが記録でわかる。 ① 農場の責任者の指示の下で作成されている。 ② ASIAGAPを充分理解した者によって検証されている。 ③ 農場の代表者によって承認されている。	・【1.5A台帳 農場管理マニュアルの作成、改訂記録】にASIAGAPを充分理解した物の検証欄、農場の代表者の承認欄を設け、検証・承認されていることを記録する。	・農場管理マニュアルを農場責任者の指示の下で年1回以上見直し、ASIAGAPを充分理解した者によって検証され、農場の代表者によって承認する。	1.5A台帳
1.5	必須	農場管理マニュアルの見直し	① 農場の責任者は農場管理マニュアルの内容を、年1回以上見直している。 ② 経営者は農場管理マニュアルの改善をサポートし、その内容を記録しなければならない。	・経営者の農場マニュアル改善への関与を求めている。 ・経営者の指示の内容を【1.5A台帳 農場管理マニュアルの作成、改訂記録】に記載する。	・改定内容を【1.5A台帳 農場管理マニュアルの作成、改訂記録】に記録する。 ・経営者は農場管理マニュアルの改善をサポートし、「改訂理由」欄にその内容を記載する。	

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
1.6	必須	農場管理マニュアルの最新版管理	農場管理マニュアルが改定された場合には下記を実施している。 ① 旧版と新版が明確に識別されている。 ② 変更された内容について作業者に説明を実施し理解させている。	・農場用マニュアルの表紙に改定日と版を記載する。 ・作業者には、旧版と引き換え、新版を渡すことで識別を行う。 ・例えば、変更点一覧を作成し、説明会で新版の読み合わせを行う。	・農場管理マニュアルに版と策定年月日を記載する。変更された内容を作業者に説明し理解を得る。	-
2.2.1	重要	食品安全の目標	経営者は、食品安全に関して、測定可能な目標を定め、管理点2.2の方針・目的の文書に組み込んでいる。	・「食品安全に関する測定可能な目標」を定め方針・目的に記載する。 ・例として、「異物混入クレームゼロを目標とする」など。	・農場の方針には、食品安全に関して測定可能な目標を記載する。	2.2方針・目的
2.4.1	重要	食品安全の目標の達成状況の把握	経営者は、管理点2.2.1食品安全の目標の達成度を把握したうえで管理点2.4経営者による見直しを実施している。	・【9.1.2台帳 商品に関する苦情対応記入表】等を参考に、経営者が目標達成度を把握し見直しを行う。	・経営者は食品安全の目標の達成度を把握し農場の仕組みの見直しを実施する。	9.1.2台帳
2.4.2	重要	経営資源の決定・提供	経営者は、食品安全マネジメントシステムを含む農場管理マニュアルの実施、維持及び改善に必要な適切な資源（適切な資格を有するスタッフを含む）を適切な時期に決定し、かつ提供しなければならない。	・農場管理マニュアルの実施、維持及び改善に必要な資源を決定、提供する時期をあらかじめ決めておくことよい。	・経営者は農場管理マニュアルの実施・維持・改善に必要な資源（人材・設備・器具等）を適切な時期に確保し提供する。	-
2.4.3	必須	HACCPベースのシステムの見直し	経営者は、管理点5.1のHACCPベースのシステムの継続的な適合性、適切性、及び有効性を確保するために、HACCPベースのシステムを年1回以上見直しをしている。 食品の安全性に影響をもたらす何らかの変更があった場合には、HACCPベースのシステム及び食品安全の管理手順（前提条件プログラムを含む）の見直しをしなければならない。見直しは、食品安全マネジメントシステムを構成する農場管理マニュアル及び食品安全の目標の修正の検討を含む。	・HACCPベースの見直した日を関係帳票に記録する。	・一般要求事項（管理点5.10）	-
3.2	必須	作業記録	圃場及び農産物取扱い施設での作業を記録している。 作業記録には以下が記載されている。 ・作業日 ・作業者名 ・作業内容 ・使用した機械	・【3.2A台帳 作業記録】に作業内容を記録する。	・作業終了後に作業記録を【3.2A台帳 作業記録】に記帳する。	3.2A台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
4.1	必須	前提条件プログラムの確立 (一般要求事項)	前提条件プログラムを確立し、実施し、維持している。前提条件プログラムは以下の①～⑪を含み、少なくとも関係する管理点の要求を満たしている。また、プログラムは力量のある責任者により定められ、必要な場合には作業手順書や作業指示書(写真や掲示物を含む)により作業者にルールを周知している。 ① 圃場及び施設の立地並びに構造(管理点17.8/17.10/17.11参照) ② 施設内のレイアウト(管理点17.7参照) ③ 水、土(培地含む)、空気、エネルギー等(管理点16.1/15.1/19.1参照) ④ 廃棄物及び排水の管理(管理点20.1/16.3参照) ⑤ 機械・設備・器具等の適切性並びに清掃・洗浄、保守及び予防保全のしやすさ(18章参照) ⑥ 購入資材(種苗、農薬、肥料、その他農業資材、包装資材等)の管理(23/24/25章/管理点18.3参照) ⑦ 農産物の取扱い(保管、輸送を含む)(管理点17.4/18.1参照) ⑧ 交差汚染の予防(管理点17.5/17.6参照) ⑨ 清掃・洗浄及び殺菌・消毒(管理点13.3/18.1/20.3 参照) ⑩ 有害生物の侵入防止及び防除(管理点17.1 参照) ⑪ 要員及び訪問者の衛生(管理点13.1/13.2 参照)	・この管理点は一般要求事項であるため、適合基準①～⑪で参照されている管理点が実現され、適切に運用されていることを確認する。 ・①～⑪に加え、管理点5.7で特定した管理手段のうち、CCPとして管理しないものは、前提条件プログラムとして管理する。その場合は、CODEX食品規格委員会「生鮮果実・野菜衛生管理規範」や、農林水産省「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」、該当する場合には「スプラウト生産における衛生管理指針」等を参考にして前提条件プログラムを作成すると効果的である。	一般要求事項	-
4.2	必須	前提条件プログラムの検証と維持	① 管理点4.1で実施した前提条件プログラムを検証し、作業環境の変化に応じてプログラムを変更している。 ② 上記の検証と変更の記録を維持している。	・作業環境が変化した場合、前提条件プログラムを変更する。 ・実際の状況に適さない手順やルールがあった場合は前提条件プログラムを修正し、【4.2A台帳 台帳、手順の見直し】に記録する。	・管理点4.1の前提条件プログラムを検証し、作業環境の変化に応じてプログラムを変更し【4.2A台帳 台帳、手順の見直し】に記録する。	4.2A台帳
5.1	必須	HACCPベースのシステム (一般要求事項)	経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPベースのシステムを整備しなければならない。このシステムはコーデックス委員会または食品微生物基準全米諮問委員会(NACMCF)のHACCP策定方法に基づいて準備しなくてはならない。上記のシステムにおいて、農産物に悪影響をもたらし得るレベルの潜在的微生物または化学的汚染を最小化するため、インプットが適切に管理されるように4、5章を実践している。上記のシステムは必要に応じ標準作業手順書と作業指示書を含む。リスク評価の結果から農場の食品安全マネジメントが適切であることを実証できる。	・HACCPの7原則12手順を習得し、管理点5章を実施する。	・HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPベースのシステム【5A手順 食品安全マネジメント実施手順】を作成する。 ・【5A手順 食品安全マネジメント実施手順】に則して帳票類を作成し、構成員に配布する。 ・【5A手順 食品安全マネジメント実施手順】について構成員に説明し、周知する。	5A手順
5.2	必須	HACCPチームの編成	商品管理の責任者は、HACCPチームを編成し、5.生産工程における食品安全のリスク管理を実施している。HACCPチームは、食品安全にかかわる多方面の知識と経験を有する者から構成されている。外部の有識者から助言を求めてもよい。 * 団体の場合には、団体内にHACCPチームがあればよい。	・HACCP7原則12手順「手順1」 ・【5A手順 食品安全マネジメント実施手順】に沿ってHACCPベースを構築する。 ・HACCPチームを複数の構成員で構成し、【5.2A台帳 HACCPチーム編成】を作成する。 ・HACCPチームのメンバーの要件「食品安全に関する研修履歴・有資格等」はGAPに関する研修の受講歴も可。	・HACCPチームを複数の構成員で構成し、【5.2A台帳 HACCPチーム編成】を作成する。 ・「食品安全に関する研修履歴・有資格等」はGAPに関する研修の受講歴も可とする。	5A手順 5.2A台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
5.3	必須	商品仕様の明確化	商品または商品グループごとに下記の内容について商品に関する仕様を文書化している。 ① 商品名または商品グループ名 ② 生産に使用するインプット(土・水・種苗・資材等) ③ 栽培方法・調製方法・出荷方法 ④ 食品安全上の意図した用途・ユーザー ⑤ 農産物の食品安全危害要因に関する許容水準(残留農薬、放射性物質、重金属類、微生物、異物等の公的な規格・基準または顧客要求等が明確な場合) ⑥ 保管条件・日持ち、配送条件 ⑦ 表示内容	・HACCP7原則12手順「手順2」「手順3」 ・商品仕様書【5.3A台帳 商品仕様書】を作成する。 ・「⑤ 農産物の食品安全危害要因に関する許容水準」を設定した場合は、許容水準を満たしているかモニタリング(継続的監視・記録)する必要がある(管理点5. 3)。	・【5.3A台帳 商品仕様書】に下記の項目を記載する。 ① 商品名または商品グループ名 ② 生産に使用するインプット(土・水・種苗・資材等) ③ 栽培方法・調製方法・出荷方法 ④ 食品安全上の意図した用途・ユーザー ⑤ 農産物の食品安全危害要因に関する許容水準(残留農薬、放射性物質、重金属類、微生物、異物等の公的な規格・基準または顧客要求等が明確な場合) ⑥ 保管条件・日持ち、配送条件 ⑦ 表示内容 「生産に使用するインプット」はフローダイアグラムの「インプット」を網羅する。	5.3A台帳
5.4	必須	生産工程の明確化	① 生産工程のフローダイアグラムが文書化されている。フローダイアグラムは、生産工程のつながりと管理点5.3②で明確にしたインプットがどの工程で使用されるかわかるようにしている。 ② フローダイアグラムは、現場での検証が実施されており正確である。検証の実施結果は記録されている。	・HACCP7原則12手順「手順4」「手順5」 ・フローダイアグラム【5.4-1A台帳 フローダイアグラム】は日本GAP協会「ASIAGAP Ver.2用 農場用 管理点と適合基準の解説(取組例と備考)」(図4 フローダイアグラム例)(http://jgap.jp/asiagap/ASIAGAPkaisetsuFV170911.pdf)を参考に する。 ・フローダイアグラムは、管理点5.3②(【5.3A台帳 商品仕様書】「2 生産に使用するインプット」で明確にしたインプットと工程を網羅することが必要である。	・フローダイアグラムにより生産工程とインプットの使用の関係を明確化し【5.4-1A台帳 フローダイアグラム】を作成する。 ・フローダイアグラムの検証を行い【5.4-2A台帳 フローダイアグラムの検証】に検証結果を記載する。	5.4-1A台帳 5.4-2A台帳
5.5	必須	食品安全危害要因の抽出	管理点5.4のフローダイアグラムに従って、起こることが予測される食品安全危害要因を抽出しリスト化している。	・HACCP7原則12手順「手順6」(原則1) ・危害要因の抽出は日本GAP協会「ASIAGAP Ver.2用 農場用 管理点と適合基準の解説(取組例と備考)」(図5 リスク評価法例)を参考に する。 ・【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】の「リスクの内容」に予測される食品安全危害要因を記載する。 ・危害要因には大きく分けて3種類分け、それぞれの要因を抽出する。 B 生物的危害要因(bio): 病原性大腸菌、腐敗細菌 等 C 化学的危害要因(chemical): 農薬、アレルゲン、かび毒 等 P 物理的危害要因(physical): 異物(石、金属片)等	・工程/インプットNO.の記載 工程/フローダイアグラムにより明確化された生産工程とインプットを【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】「工程/インプットNO.」に記載する。 ・食品安全危害要因リスクの抽出 各工程のリスクを抽出し【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】に「リスクの内容」を記載する。	5.5A台帳
5.5.1	必須	農産物特有の食品安全危害要因の抽出	下記に該当する農産物・品目の場合は、下記の事項を必ず食品安全危害要因として抽出している。 ① りんご、梨の収穫及び農産物取扱い工程におけるパツリン(かび毒)汚染 ② 生食用野菜の収穫及び農産物取扱い工程における病原性大腸菌汚染		・「リスクの内容」には病原性大腸菌を含める。	

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
5.6	必須	食品安全危害要因のリスク評価	① 管理点5.5で抽出された食品安全危害要因のリスク評価を実施している。 ② 食品安全危害要因のリスク評価は、食品安全危害要因の起こりやすさ及び健康に対する悪影響の厳しさを考慮して実施している。 また、他の管理点でリスク評価が要求されている場合はその評価結果を利用している。	・【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】により、リスク評価を行い、リスクの重篤性、発生頻度を評価する。	・食品安全危害要因のリスク評価 【5.5A台帳 食品安全リスク評価表】に各リスクの「重篤性」、「発生頻度」に記載する。 「重篤性」×「発生頻度」が大きいリスクに○を記載する。	5.5A台帳
5.7	必須	管理手段の特定と実施方法	① 管理点5.6のリスク評価に応じて食品安全危害要因を除去または低減するための管理手段を特定している。管理手段は他の管理点の管理手段を引用してもよい。 ② 管理点5.6でリスクが高いと評価された食品安全危害要因に対応する管理手段について、食品安全危害要因を除去又は許容水準以下に低減するために必要不可欠な場合には、CCPとして特定している。CCPとする場合は、モニタリングが可能で、かつ、モニタリングの指標とその許容限界を設定できる場合としている。CCPIは、食品安全危害要因を除去又は許容水準以下に低減できる後工程の存在を考慮して特定している。 ③ 上記②で特定したCCPIについては管理する工程、食品安全危害要因、管理手段、モニタリングの仕組み(モニタリング指標、許容限界、モニタリング頻度、モニタリング手順、責任者、使用するモニタリング機器(使用する場合)、モニタリングの記録、許容限界を逸脱した場合の措置)を運用計画として構築し文書化している。 ④ 上記③で特定した管理手段が、目的とする食品安全危害要因を除去または許容水準以下に低減できるかについて、運用開始前に妥当性を確認し記録している。	・HACCP7原則12手順「手順7」(原則2)「手順8」(原則3、4) ・危害要因リストに基づき、重要度が高い工程をCCPに決定し、管理基準を設定する。 ・CCPIは必要が無ければ設定しないことも可。	・CCP設定の必要性の決定 リスク評価に基づき、その対策が食品安全危害要因を除去又は許容水準以下に低減するためにCCPの設定が必要不可欠な場合は、CCPとして特定し○を記載する。農場の全リスクにおいてCCPの設定が必要無い場合もある。 ・HACCPプランの作成 生産に使用するインプットについてのリスク評価により設定されたCCPIについて【5.7A台帳 HACCPプラン】を作成する(CCPが無い場合は作成不要)。	5.7A台帳
5.8	必須	管理手段の実施	① 管理点5.7で定めた管理手段を実施している。 ② 管理点5.7③のCCPのモニタリングで許容限界を逸脱した場合は、CCPの運用計画に定めた方法に従って処置している。	・HACCP7原則12手順「手順10」(原則5) ・モニタリングでは継続的な観察や測定が求められ、許容限界を逸脱した農産物が出荷されない仕組みが必要となる。	・管理手段の実施 【5.5A台帳 食品安全危害要因リスク評価表】の「管理手段」及び、【5.7A台帳 HACCPプラン】を実施する。 CCPを設定した場合は、【5.7A台帳 HACCPプラン】の「モニタリングの仕組み」を実施する。	5.7A台帳 写真①～⑱

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
5.9	必須	管理手段の検証	① 管理点5.8で実施したCCPにおける管理手段の実施が有効であることを検証する手順(方法、責任者、頻度、記録)を定め文書化している。 ② 上記①の検証を実施し記録している。 ③ 検証の結果、管理手段の実施が有効でない場合には対策を実施し記録している。対策には管理手段とその実施方法の見直しを含む。なお、商品の安全性に影響がある場合には、管理点8.3不適合品の取扱い、及び9.1商品に関する苦情・異常への対応に従っている。	・HACCP7原則12手順「手順11」(原則6) ・CCPを設定した場合は、【5.7A台帳 HACCPプラン】の「有効性の検証」により有効性を検証する。	・CCPの有効性の検証 CCPを設定した場合は、【5.7A台帳 HACCPプラン】の「有効性の検証」により有効性を検証する。	5.7A台帳
5.10	必須	食品安全に関するリスク管理の見直し	① 管理点5.2～5.9の食品安全に関するリスク管理は、少なくとも年に1回、または工程の変更等で商品の食品安全に影響を及ぼし得る変化が生じた際にHACCPチームにより見直しされ更新されている。 ② 上記①の見直しの結果は記録されており、管理点2.4.3のHACCPベースのシステムの見直しのインプットとしている。	・HACCP7原則12手順「手順12」(原則7) ・記録と保存方法を設定する。記録はHACCPを実施した証拠であると同時に、問題が生じた際には工程ごとに管理状況を遡り、原因追及の助けとなる。 ・検証結果を【5.10A台帳 食品安全マネジメント検証結果】に記載し改善に活用する。	・管理点5.2～5.9を年に1回以上見直し、【5.10A台帳 食品安全マネジメント検証結果】に記載し改善に活用する。	5.10A台帳
6.1	重要	食品防御	① 作物、農産物、水源、土壌及び資材等への意図的な異物・汚染物質の混入に関して、食品防御に関する脅威を特定し、その脅威への対応に優先順位をつけるための評価手順を文書化し、実施し、記録している。 ② 特定された脅威を低減する対策を明記した計画を文書化している。 ③ この計画(食品防御プラン)は、食品安全マネジメントシステムに組み込まれて実施されている。	・故意による食品安全への脅威についてリスク評価し、【6.1A台帳 食品防御評価】に結果と対策を記録する。	・食品防御に意図的な異物・汚染物質の混入に関して、食品防御に関する脅威を特定し、その脅威への対応に優先順位をつけるための評価手順を文書化し、実施し、【6.1A台帳 食品防御評価】に記録する。	6.1A台帳
6.2	重要	食品偽装の防止	① 農産物に対する記録や表示の改ざん及び故意の汚染等を特定し、食品偽装の潜在的な脆弱性に優先順位をつけるための評価手順を文書化し、実施し、記録している。 ② 特定された食品偽装の脆弱性による食品安全リスクを低減する対策を明記した計画を文書化している。 ③ この計画(食品偽装防止プラン)は、食品安全マネジメントシステムに組み込まれて実施されている。	・内部の食品偽装や誇大表示等のリスクを評価し、対策を【6.2A台帳 食品偽装評価】に記載する。	・農産物に対する記録や表示の改ざん及び故意の汚染等を特定し、食品偽装の潜在的な脆弱性に優先順位をつけるための評価手順を文書化し、実施し、【6.2A台帳 食品偽装評価】に記録する。	6.2A台帳

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
7.2.2	重要	仕入先・サービス提供者の評価・選定	① 下記の仕入先・サービス提供者について、信頼性に関する評価・選定の手順を文書化している。 1) 水道光熱の提供者者、保守業者（電気、水道、ガス、重油等） 2) 原料・資材の提供者者（種苗、農薬、肥料、包装資材等） 3) 機械・設備の提供者者、保守業者 ② 上記①の手順に従い業者を評価・調査し選定している。これには緊急時の調達を含む。評価・調査の結果を記録している。また、取引を再開する場合には再評価し、その結果を記録している。	・1)～3)の仕入先・サービス提供者について、信頼性に関する評価・選定の手順を【7.2.2A手順 仕入先・サービス提供者の評価・選定】により作成する。 ・仕入れ先・サービス提供者の信頼性の評価を【7.2.2A台帳 仕入先・サービス提供者信頼性評価表】に記録する。 ・納品書は保管する。	・仕入先・サービス提供者について、【7.2.2A台帳 仕入先・サービス提供者信頼性評価表】により評価し記録する。 ・【7.2.2A手順 仕入先・サービス提供者の評価・選定】の結果に基づいて、仕入れ先・サービス提供者を決定する。	7.2.2A手順 7.2.2A台帳
7.2.3	重要	仕入先・サービス提供者との取引	① 管理点7.2.2②で選定されなかった仕入先・サービス提供者と取引していない。 ② 仕入先・サービス提供者との取引では、発注通りの仕様であるか確認し、その納品書等を保管している。	・仕入れ先・サービス提供者の信頼性の評価を【7.2.2A台帳 仕入先・サービス提供者信頼性評価表】に記録する。 ・納品書は保管する。	・【7.2.2A手順 仕入先・サービス提供者の評価・選定】で適正と評価された提供者のみから取引を行う。 ・仕入先・サービス提供者との取引では、発注通りの仕様であるか確認し、その納品書等を保管する。	7.2.2A手順 7.2.2A台帳
8.1	必須	商品の検査	① 食品の安全性の確認に必要な情報の分析を行っている。 少なくとも管理点5.3で明確にした商品仕様に関し、検査が必要な項目について検査を実施し、商品仕様に適合した商品だけを出荷する手順を文書化しており、手順通り出荷している。 ② 上記の検査に必要な装置を特定している。（管理点18.2参照）	・管理点5.3⑤農産物の食品危害要因に関する許容水準がある場合、それに沿ってモニタリング（継続的監視・記録）を実施する。分析結果が基準値に入らない商品を出荷しないための手順を作成する。	・【5.3A台帳 商品仕様書】「4. 食品安全に関する規格・基準（許容水準）」が存在する場合は、検査する機器を特定した上で検査を実施し、商品仕様に適合した商品だけを出荷する手順を文書化する。	—
8.3	必須	不適合品の取扱い	① 商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適合な農産物とが混ざらないように識別管理する手順があり文書化している。手順には不適合な農産物の処置を含む。 ② 上記の手順通り商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適合な農産物の識別管理及び不適合な農産物の処置をしている。 ③ 食品安全や品質に著しく影響を与える場合には、管理点9.1.1、9.1.2に従って対応している。	・「商品の仕様を満たしている」とは、管理点5.3で求められる商品仕様書の内容を満たしている状態のこと。 ・仕様を満たさない不適合な農産物が出荷されないように、ルールを作成し遵守する。	・商品仕様書を満たさない農産物について、保管場所のゾーニングによる保管で適合農産物との識別を行う。 ・食品安全や品質に著しく影響を与える農産物は、【9.1.1手順 商品に関する苦情対応手順】に従って対応する。	—

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
9.1.3	努力	商品回収テスト	① 年1回以上、苦情・異常を想定して商品回収のテストを実施し、結果を記録している。 ② テストの結果に基づき、管理点9.1.1の管理手順を見直している。	・商品回収テストを【9.1.3A手順 商品回収テスト】に沿って行い、結果を【9.1.3A台帳 商品回収テスト記録】に記録する。	・商品回収テストを年1回以上【9.1.3A手順 商品回収テスト】に沿って行い、結果を【9.1.3A台帳 商品回収テスト記録】に記録する。	9.1.3A手順 9.1.3A台帳
10.1.1.1	必須	適切な表示	① 出荷する商品が販売予定国の食品規制に従って表示されていることを確認している。 ② 意図的にまたは潜在的にアレルギー物質を含むすべての出荷する商品が販売予定国のアレルギー表示規制に従って表示されていることを確認している。	・輸出する場合は、JETROから輸出先の食品規制に関する情報入手し、販売予定国の食品規制に従って表示されていることを確認する。 ・日本国内の場合、アレルギー表示対象品目のうち、特定原材料7品目(卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かき)は内閣府令で表示が義務づけられている。また、大豆・もも・りんご等20品目で表示が推奨されている。	・出荷する商品が販売予定国の食品規制に従って表示されていることを確認する。 ・意図的にまたは潜在的にアレルギー物質を含むすべての出荷する商品が、販売予定国のアレルギー表示規制に従って表示されていることを確認する。	—
11.9	重要	訪問者に対する注意喚起	下記に関して、訪問者が守るべき農場のルールが文書化されている。ルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。訪問者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。 ① 労働安全 ② 食品安全 ③ 環境への配慮	・【11.9Aルール 来訪される方へ】を農場の入り口に掲示し、来訪者の注意喚起を行う。	・訪問者に対し【11.9Aルール 来訪される方へ】を掲示等により内容を周知する。 ・訪問者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝える。	11.9Aルール
11.10	努力	人材育成	後継者や作業者の育成に向けて、下記の取組を行っている。 ① 農場管理システム(管理点1.3参照)や生産計画(管理点3.1参照)の策定に後継者や作業者を参加させている。 ② 計画と実績の比較(管理点3.4参照)等、経営に関する情報について、後継者や作業者との共有化を進めている。 ③ 後継者や作業者に対し、権限を伴った責任の付与(権限委譲)を進めている。	・ASIAGAPの農場管理を活用して、後継者や作業者の人材育成を図る。	・後継者や作業者の育成に向けて、下記の取組を行う。 ① 農場管理システムや生産計画の策定に後継者や作業者を参加させる。 ② 計画と実績の比較等、経営に関する情報について、後継者や作業者との共有化を進める。 ③ 後継者や作業者に対し、権限を伴った責任の付与(権限委譲)を進める。	—

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
12.5	重要	労働条件の提示	① 使用者は、労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示している。 1) 従事する業務内容と就業する場所 2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 3) 労働する時間、休憩時間、休日 4) 賃金とその支払方法及び支払い時期 5) 退職に関する事項（雇用の解除に関する権利、解雇の条件等） ② 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。 * 労働者がいない場合は該当外	・1)～5)の項目を含んだ労働条件に関する文書【12.5A契約書 労働条件通知書兼雇用契約書】を作成し提示する。	・使用者は、労働者に対して、就労前に【12.5A契約書 労働条件通知書兼雇用契約書】を示す。 ・外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示す。	12.5A契約書
12.6	重要	労働条件の遵守	① 労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。 ② 労働者の賃金は、最低賃金の制度がある国では法令で定められた最低賃金を下回っていない。最低賃金の制度がない国では、管理点12.5で示した賃金を下回っていない。 ③ 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。 ④ 労働者は、管理点12.5で定めた労働条件に従った一定日に賃金を受け取っている。 ⑤ 賃金から控除されるものは不当または過剰なものではない。 * 労働者がいない場合は該当外	・最低賃金・割増賃金は、厚生労働省のホームページを参照する。 ・最低賃金には通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されない。	・【12.5契約書 労働条件通知書兼雇用契約書】の最低賃金・割増賃金等の契約内容は法令を遵守する。 ・賃金から不当、過剰な控除を行わない。	
12.7	重要	労働者用住居	労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。	・労働者に提供する住宅が無い場合は該当外。	・労働者の住居は、安全で健康的な生活環境を確保する（衛生的な給水・排水施設・トイレ、消火設備、暑さ・寒さの対策、換気窓、安眠できる環境等を確保する）。	-
12.8	努力	家族経営協定	同居の親族のみの経営（家族経営）の場合、家族全員が働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めた協定がある。	・家族経営協定については、農林水産省のホームページを参照する。 ■ 農林水産省「家族経営協定」 www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d.kazoku/	・同居の親族のみの経営（家族経営）の場合、家族全員が働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めた家族経営協定を結ぶ。	-

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
12.9	努力	職場環境の整備	① 作業者の生理的な要求を認識し、適切な職場環境となるように対策を講じている。 ② 圃場、倉庫、農産物取扱い施設における身体に負担のかかる作業を認識して対策を講じている。	・水分供給、作業場の温度など、労働者の健康に配慮した環境を整える。	・作業者の生理的な要求を認識し、適切な職場環境となるように対策を講じる。 ・圃場、倉庫、農産物取扱い施設における身体に負担のかかる作業を認識して対策を講じる。	-
16.1.5	重要	水の保管	生産工程で使用する水を保管する場合、タンク、容器、貯水槽が水または農産物の汚染源とならないように対策を講じている。	・水の保管場所の定期的な清掃や蓋の設置等を行う。	・生産工程で使用する水を保管する場合、タンク、容器、貯水槽が水または農産物の汚染源とならないように対策を講じる。	-
16.3.1	重要	培養液の排水管理	養液栽培は、培養液の排水の量や排水中の肥料分を削減する工夫をしている。	・養液栽培を行っていない場合は該当外。		-
16.4	重要	水の使用量の把握と節水努力	① 水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力している。 ② 上記①に該当する場合、灌漑水量及び農産物取扱い施設の使用水量を把握している。	・水の使用量に関する取り決めについては、土地改良区や行政機関に確認する。	・水の使用量に関する行政や地域での取り決め、指導・許可制度がある場合は、それに従って節水に協力する。 ・上記に該当する場合、灌漑水量及び農産物取扱い施設の使用水量を把握する。	-
17.3	努力	更衣場所、所持品の保管場所	農産物取扱い施設では、作業者が更衣する場所や所持品を預けられる場所を確保している。		努力項目（現状を勘案し対応なし）	-
17.7	必須	農産物取扱い施設のレイアウト	農産物取扱い施設のレイアウト図（見取り図）がある。	・農産物取扱い施設のレイアウト図【17.7A台帳 農産物取扱い施設のレイアウト】を作成する。 ・【17.7A台帳 農産物取扱い施設のレイアウト】はリスク評価等に活用する。	・農産物取扱い施設のレイアウト図【17.7A台帳 農産物取扱い施設のレイアウト】を作成する。	17.7A台帳
17.8	重要	施設の立地	施設は下記を考慮して設置・設計・建設されている。 ① 農産物の汚染防止 ② 昆虫・齧歯動物・鳥類などの有害生物の寄生の阻止	・交差汚染を防ぐため作業動線を考慮し、廃棄物や堆肥の保管場所を設定する。 ・網戸の設置や鳥類対策のテープ等により、有害生物対策を行う。	・施設は下記を考慮して設置・設計・建設する。 ① 農産物の汚染防止 ② 昆虫・齧歯動物・鳥類などの有害生物の寄生の阻止	-

番号	レベル	管理点	適合基準	解説	農場のルール例	台帳等
17.9	必須	アレルギー管理	すべての農産物取扱い施設においてアレルギー管理計画を整備している。これには、アレルギーとの交差接触のリスク評価及び交差接触を低減または排除するための管理手段を含む。	・アレルギーとなる品目は、管理点10.1.1.1を参照する。	・【5.1J台帳 農産物取扱い施設交差汚染検討】にアレルギーのリスク評価を含め、対策を行う。	5.1J台帳
18.1.1	重要	容器・車両の衛生管理	収穫物(梱包資材を含む)と出荷物の輸送に利用される、外注車両を含むすべての容器と車両が農産物の輸送という目的に適しており、かつ交差汚染の原因とならないよう、手入れが行き届いており清潔である。	・取組例として、以下がある。 ・農産物以外の資材を運んだ場合はすぐにトラックの荷台を洗浄する。 ・農産物出荷用のトラックと他の資材を運ぶトラックを分ける。 ・コンテナは用途によって色分けをする。	・ASIAGAP管理点17.6(JGAP管理点5.1)により、リスク評価と対策を行う。	写真⑩
18.7	重要	農産物接触面の安全性	農産物と接触する機械・設備、運搬車両、包装資材、収穫関連容器・備品及び保管容器等は下記の条件を満たしている。 ① 接触面の素材による食品安全への影響を検討し、影響がある場合は使用していない。 ② 接触面が農産物の表面を損傷させない状態となっている(切断等の意図する損傷は除く)。 ③ 接触面が清掃または洗浄及びメンテナンスをしやすい構造である。	・接触面の素材は、購入元からSDS(安全データシート)を取り寄せる(SDSはホームページに掲載されている場合もある)。 ※安全データシート:有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。	・農産物と接触する機械・設備、運搬車両、包装資材、収穫関連容器・備品及び保管容器等は下記の条件を満たす。 ① 接触面の素材による食品安全への影響を検討し、影響がある場合は使用していない。 ② 接触面が農産物の表面を損傷させない状態となっている(切断等の意図する損傷は除く)。 ③ 接触面が清掃または洗浄及びメンテナンスをしやすい構造である。	SDS(安全データシート)
20.2	重要	資源の有効利用	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている	・【20.1台帳 廃棄物一覧】に保管場所を記載し、リサイクルする場合は、「リサイクル」の欄に○印を記入する。 ・古ビニールは、別用途の利用などを行う。	・【20.1台帳 廃棄物一覧】に保管場所を記載し、リサイクルする場合は、「リサイクル」の欄に○印を記入する。 ・古ビニールは、別用途の利用などを行う。	20.1台帳 写真③⑦
21.3	努力	地域社会との共生	① 農場のある地域の共通ルールや慣習を理解し、それに従っている。 ② 地域行事への積極的な参加を図り、地域内での円滑なコミュニケーションを図っている。	・共同での水路の掃除等に参加する。	・農場のある地域の共通ルールや慣習を理解し、それに従う。 ・地域行事への積極的な参加を図り、地域内での円滑なコミュニケーションを図る。	-
24.3.6	重要	再入場の管理	① 農薬を使用した直後の圃場や圃場周辺への立入について、ラベルに指示がある場合には、それに従っている。入場を制限する警告を周知している。 ② ラベルに指示がなくても、散布した農薬が乾くまでは圃場には立ち入らない。	・掲示物等により、入場制限の期間を周知する。	・農薬を使用した直後の圃場や圃場周辺への立入について、ラベルに指示がある場合には、掲示物等により、入場制限の期間を周知する。 ・ラベルに指示がなくても、散布した農薬が乾くまでは圃場には立ち入らない。	-
24.3.7.1	必須	農薬の適正使用に関する検証	① 農薬使用記録から農薬使用が管理点24.2.1①②に従って適切であったことを収穫前に農薬管理の責任者が検証し記録している。 ② 使用時期については、収穫後で農産物を出荷する前に管理点24.2.1③に従って適切であったか農薬管理の責任者が検証して記録している。	・【24.3.7台帳 農薬使用台帳】に農薬管理の責任者による検証欄を用意し押印する。	・農産物の出荷前に農薬管理の責任者が、適正に農薬が使用されているか確認し、【24.3.7台帳 農薬使用台帳】の検証欄に押印する。	24.3.7台帳

